

令和2年第6回野洲市議会定例会会議録

招集年月日	令和2年12月3日							
招集場所	野洲市役所議場							
応招議員	1番 東郷 克己	2番 山崎 敦志						
	3番 長谷川崇朗	4番 橋 俊明						
	5番 坂口 重良	6番 岩井智恵子						
	7番 津村 俊二	8番 矢野 隆行						
	9番 田中 陽介	10番 稲垣 誠亮						
	11番 山本 剛	12番 鈴木 市朗						
	13番 工藤 義明	14番 野並 享子						
	15番 東郷 正明	16番 北村五十鈴						
	17番 荒川 泰宏	18番 立入三千男						
不応招議員	なし							
出席議員	応招議員に同じ							
欠席議員	なし							

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	栢木 進	副市長	川口 逸司
教育長	西村 健	政策調整部長	川端 美香
市立野洲病院事務部長	吉川 武克	総務部長	市木 不二男
市民部長	長尾 健治	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	赤坂 悅男
都市建設部長	三上 忠宏	環境経済部長	武内 了惠
教育部長	杉本 源造	政策調整部次長	川尻 康治
総務部次長	武内 佳代子	健康福祉部次長	田中 英子
広報秘書課長	北脇 康久	総務課長	辻 昭典

出席した事務局職員の氏名

事務局長	田中 千晴	事務局次長	遠藤 総一郎
書記	辻 義幸	書記	井上 直樹

## 議事日程

### 諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 議第150号から議第160号まで及び議第163号から議第166号まで

(令和2年度野洲市一般会計補正予算(第14号) 他14件)

### 質疑

第3 議第150号から議第160号まで及び議第163号から議第166号まで

(令和2年度野洲市一般会計補正予算(第14号) 他14件)

### 常任委員会付託

第4 一般質問

開議 午前9時00分

### 議事の経過

(再開)

○議長(東郷克己君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。本日、報道機関が来ておられますので、録画、録音、写真撮影等を許可しましたので、申し伝えておきます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。また、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元の文書のとおりであります。

(日程第1)

○議長(東郷克己君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第3番、長谷川崇朗議員、第4番、橋俊明議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(東郷克己君) 日程第2、議第150号から議第160号まで及び議第163号から議第166号まで、令和2年度野洲市一般会計補正予算(第14号)他14件を一括

議題といたします。

これより質疑に移ります。

議案質疑通告書がお手元に配付した一覧表のとおり提出されておりますので、発言を許します。

第8番、矢野隆行議員。

○8番（矢野隆行君） 皆さんおはようございます。第8番、矢野隆行でございます。この議案に対する質疑というのは、僕は15年前に1回させていただきまして、前山崎市長のときだと思うんですけども、1回させてもらって、今日2回目の議案質疑でございます。

それでは、議案質疑をさせていただきます。議第163号野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例について、次の点を栢木市長に伺いたいと思いますので、しっかりと答えたいと思います。

まず1番目ですけれども、都市計画税について、令和3年度予定されている金額を伺います。

2つ目、新型コロナウイルス感染症の拡大による市民生活や事業運営への深刻な影響とありますが、これは実際市内における影響調査はどのように行ったものか、こういった点をちょっと見解を伺います。

3番目、このたびの新型コロナ対策につきまして、国・県から1次補正予算、また2次補正予算が本年、この2月から11月までに施行してあるわけでございますけれども、これ全総額を県ごとに、分野ごとにちょっとどのような状況であったのか見解を伺います。

4番目、都市計画道路整備予算、また治水整備予算はどこの款からどのように捻出されようとしているのか伺います。

5番目でございますけれども、この野洲市都市計画税を令和3年分を課さないという条例になっておりますけれども、この都市計画税にかかる市街化調整区域の方に対する処置はどのように考えておられるのか、こういった点をお伺いさせていただきます。

以上です。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 皆さん、おはようございます。

矢野議員の野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例についてのご質問にお答え申し上げます。

まず 1 点目の都市計画税の予定予算額については、約 3 億 5, 000 万円を見込んでおります。

次に、2 点目の新型コロナウイルス感染症拡大の市内における影響の調査については、市長に就任する前、お出会いした市民の方々から生活をしていく上での苦境についてお聞きしておりましたし、市長に就任した後は市民や事業者からの相談や税の減免の猶予の状況について報告を受けた中で、本市内においても感染拡大の影響が深刻な状況であると認識しているところであります。

次に、3 点目の新型コロナ対策については、国において今年度地方公共団体のコロナ対策への取組を支援するために、第 1 次補正予算で 1 兆円、第 2 次補正予算で 2 兆円の総額 3 兆円の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が確保されました。本市に対しましては、1 次補正分で約 1 億 3, 700 万、2 次補正分で約 3 億 4, 500 万円、合計約 4 億 8, 200 万円が交付決定されております。この交付金を生活が厳しくなった家庭や子育て世帯への支援、事業者への事業継続に向けた支援、地域経済を回復させるための支援、G I G A スクール構想に向けた環境整備と新しい生活様式への対応に活用しております。

支援内容や予算額等、詳細につきましてはこれまで議会全員協議会等で報告させていただいているとおりです。なお、事業の実績につきましては現在も実施中の事業が多いことから、全ての事業が完了し、実績が出そろった段階で効果検証の結果と併せて、改めて報告をさせていただく予定をいたしております。

次に、4 点目の都市計画道路整備予算、治水整備予算はどこの款予算から捻出されるのかについては、これらの予算科目は第 8 款土木費の予算になりますが、次年度での都市計画事業のうち、都市計画道路整備及び治水整備に係る予算要求額は全体で約 4, 500 万円であり、都市計画税以外で財源を確保できない場合は限られた財源の中で進めることになるため、土木費に限らず予算全体の中で事業精査や見直しを行い、優先順位をつけ、進める必要があると思っております。

なお、どうしても必要な事業についての対応としては、財政調整基金の取崩しもやむを得ないと考えております。ただし、来年度予算についてはコロナ禍の影響もあり、非常に厳しい予算編成となるということを認識いたしております。

次に、5 点目の都市計画税のかからない市街化調整区域の方に対する処置については、本議案は都市計画区域で行う都市計画事業等に充てる目的税として、区域内の土地及び家

屋の所有者に対して新たに税負担を求めるものであり、市街化調整区域の方に直接影響を及ぼすものではございません。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） もう市長お答えは要りませんけれども、これ持論でございますけれども、これ減税するわけですよね、3億5,000万円というお金をね。減税に関わらない人に対しては考え方をちょっとしっかりと持っていただきたいわけですよ。税制の不公平性が生まれるということを頭に置いていただく、これが大事だと思うんですよね。柏木市長、施策が早過ぎるんですよ。もう少し思慮して、市民の公平性をしっかりと保った上でこういった施策は進めていかなければ、財政調整基金等に首を突っ込むということになりますので、これからもしっかりとした法案をしながら4年間の行政行っていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（東郷克己君） 次に、第9番、田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） 皆さん、おはようございます。第9番、田中陽介です。

それでは、議第163号都市計画税条例の一部を改正する条例への議案質疑を行いたいと思います。

本市における野洲市都市計画税条例というのは、持続可能で発展する都市づくりを推進するために、都市基盤整備に充てる財源を安定的に確保するべく、令和3年度から都市計画税を導入するために令和元年に可決したものであります。また、当初令和2年から施行であった案を審議延長することで、結果的には令和3年から適用という形での議決となり、その理由は、総合計画や土地利用マスタープランが令和2年度に今策定しております、令和3年度から施行されるというそれと合わせてというところも一因がありました。

さて、市長の方針を見てみると、野洲駅南口の整備計画についてはより活力に満ちたにぎわいのある計画に改訂する。また地域住民や野洲市で働く皆さんの住居を確保するため、農用地区域の見直しや地区計画による開発の促進を行い、県と近隣市の連携のもと、市内の幹線道路の整備や市街化区域の拡大にも尽力するということを述べられています。これは市のホームページの市長の挨拶のほうに書かれております。

この都市計画税の今回の税収というのは、先ほどもおっしゃったように約3.5億円と概算されております。これは目的税として今まで一般会計から支出していた都市計画事業

や、過去の都市計画事業の債務償還に充てることができます。その分、ある意味3.5億円の財源が一般会計のほうに生まれることになる。そしてこれは市民全体のために使われることからも、市民全体の福祉、サービスにつながることとなりまして、前回のこの都市計画税条例のときには、これを活用して若年層の医療費無償化等も進めていくというような議論がされております。

そこで、今回野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例について、総括で6点質問したいと思います。

まず1つ目、今回の改正はコロナ禍での市民負担、事業者負担の軽減のためのものというふうに説明を受けております。都市計画税の課税対象である市街化区域に資産、財産を持っておられる方へのものとなると思いますが、その方だけが今回のコロナの被害を受けているのでしょうか、そこを1点目伺います。

次、2点目、この条例改正によるコロナ対策というのは経済のための対策なのか、それとも困窮者、困っている方の支援の対策なのか、どのような方を、そしてどのような問題、課題を対象とされて行われるものなのかというのをもう少し具体的に教えていただけたらと思います。

3点目、また、本来課税するべきものを課税しないということは、課税対象者だけがこの3.5億円というある意味受益者となります。これは、受益の公平性の観点に問題があるのではないかと考えますが、これを認識されているのかお伺いいたします。

4点目、さらに課税対象者だけが3.5億円の受益を得るとともに、市民全体へのサービスの一般財源として、本来あるべき3.5億円が失われる。つまり3.5億円分の市民福祉が実現不可能になると言えると思いますけれども、これも認識されているのかお伺いいたします。

5つ目、また、別の視点から見ますと、都市計画税は県内の他市でも標準的に課税されています。そして、都市計画税収はかねてから都市計画事業費に対する充当割合がそもそも低く、都市計画事業費等に必要な財源の一部しか賄われていないということが分かつております。この少子化の時代にあっても、平成26年度の実績では割合が50%未満となっているのは368団体、半分以上の市町がそれ以上の都市計画事業を行っているということになっております。このことを鑑みると、非常に都市計画事業の予算というのは全体的に厳しいものであると言えますし、その中で市長は市街化区域の拡大、駅前にぎわい等の創出を掲げておられるので、その財源はどのように考えておられるのかお伺いいた

します。

そして最後、6点目ですけれども、こうした大きな網目での給付的な対策というのは私は国の仕事ではないかと考えます。都市計画税に関しては条例のとおりに翌年からいただき、全体の市民福祉を向上させるとともに、本当にお困りの方はしっかりと別立てで、細かい網で支援していくことが公平性を担保することにもなりますし、地方自治体の市というものの役割だと考えますが、その点いかがでしょうか。全て市長に質問いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 田中議員の野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の市街化区域に資産を持っている方だけがコロナの被害を受けているのかについては、先ほどの矢野議員のご質問でもお答えいたしましたとおり、市長就任前、就任後の状況から、市内において影響を受けておられる方が多数おられると認識しておりますが、都市計画税については区域内の土地及び家屋の所有者に対して新たに税負担を求めることになることから、令和3年度の課税は見合せたほうがよいと判断し、今回条例改正の提案をさせていただいたものであります。

次に、2点目の条例改正による対策の性質、また対象とした人、問題については、本議案は新型コロナウイルス感染症の拡大が市民生活や事業運営に深刻な影響を与えていることに鑑み、同感染症への緊急対応としてこれまでの対策に加え、今回条例改正の提案をさせていただいたものでございます。

次に、3点目の本来課税すべきものを課税しないということは、受益の公平性の観点に問題があると田中議員が考えられていることに対する認識について、田中議員のお考えとしては理解いたしますが、先ほどの矢野議員からのご質問でもお答えしておりましたとおり、都市計画税は都市計画区域で行う都市計画事業等に充てる目的税として区域内の土地及び家屋の所有者に対して新たに課税し、区域内の都市基盤の整備を行うものです。しかし、現状のコロナ禍の状況を鑑み、令和3年度の課税は見合せたほうがよいと判断したものでございます。

次に、4点目の課税対象者だけが受益を得、市民全体へのサービスの一般財源が失われ、市民福祉の実現が不可能になることに対する認識ですが、田中議員のお考えとしては理解しております。しかし、これまでお答えしていますとおり、都市計画税は目的税として新

たに課税しようとしていたものですが、現状のコロナ禍の状況を鑑み、令和3年度の課税は見合せたほうがよいと判断したもので、これまで取り組んできている市民への福祉サービスに影響を与えるものではないと考えております。

次に、5点目の市街化区域の拡大、駅前等のにぎわいの創出に係る財源については、いずれも今後長期的なスパンの中で進めていく事業であり、来年たちまち多額の事業費を要しないことから、都市計画税の課税延期の影響を受けることはないと考えております。

次に、6点目の都市計画税は令和3年度から課税し、本当に大変な状況の方々に対しては別立ての細かい綱で支援していくことが市の役割であることについては、私も支援を必要とされている方々へそれぞれ状況に応じた支援を行っていくことは市の役割であると認識しております。現在のコロナ禍の状況を鑑み、都市計画税については区域内の土地及び家屋の所有者に対して新たに税負担を求めるうことになることから、今回条例改正の提案をさせていただいたものでございます。

市では、これまで対策が必要な方々への支援として、子育て世帯や大学生等への生活支援緊急給付金や、プレミアム付商品券事業、小規模事業者賃借料支援金等を実施しており、今後も市民の身近な行政として、市民の方々などの状況に応じた支援対策について検討し、実施してまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君）　田中議員。

○9番（田中陽介君）　では再質問させていただきます。

今お答えいただいたところを鑑みて再質問させていただくんですけれども、まず1つ目なんですが、市長は新たに課税するものであって、それがこのコロナのタイミングとかぶったことによるもので今回言っているわけであって、例えば、これが新たなものでなければしない、免除するものではないというふうに考えておられるのかというのが1点。

もう1点は、これはもちろん条例がもう既にできております。条例に基づく課税というのはほかの税も全て同じです。タイミングがどうこうということが本当にその差を生む根拠になるのか、ほかの税と同等ではないという根拠は一体どこにあるのでしょうかというところが2点目。

そして3点目ですけれども、先ほど市民の声とか団体の声をいろいろ聞かれてこれをすることに決めましたというふうにおっしゃったと思うんですけども、この制度といいますか、市街化区域内の方々の財産をお持ちの方の一体どれぐらいの方がどれぐらい困窮

されているかというところのこれの根拠というのは、いわゆる市長がお聞きされたということだけなのか、何か明確なものがあるのかというところで、そこをお伺いしたいと思います。

そして4点目。来年度はコロナで収入も減少するであろうことからも含めて、新規に大きな予算のかかることはできないのではないかという話なんですけれども、例えばすげど、G I G Aスクール、今回コロナでやりましたけれども、その維持費でありますとか、そういったところは今のところ国がどうなるか分からない中で、恐らくコストを見ないといけないことになると思いますし、今回の小学生の医療費の無償化、小学校3年生までというのを4月から予定していると思うんですけども、そもそもそれはこの都市計画税を導入することによって生まれる、先ほど言いました一般財源への戻しといいますか、その部分で予算立てをするというような説明を私たちは受けましたので、そこに関して、それは当然もともと見てなかった予算ですので、どうしていくのかというところが1つ。

6点目の今後のというところに関して、国の施策にのっとった今まで野洲の交付金とかの事業は基本的に財源の裏づけがあるので、それをやってきたわけなんすけれども、この財調を取り崩すということはある意味、未来の何かのために用意してあるものを取り崩すということですので、その考え方も1つ。5点ですかね、今までやってきた市の綱目給付は、最後ですね、最後はちょっと分かりにくくてすみません、最後はやってきた市の現金給付は基本的には国の予算立てであるよということ、最後市長がおっしゃったいろんなサービス、現金給付、市がやった現金給付とかは、あれは市がやっているんですけど、予算は国、だからある意味あれは国のいうことを市が執行したみたいな形になりますので、予算立てはある意味国の予算立てですよ。それと今回の3・5億円というのはまたちょっと違うことになるので、そちらのちょっと、直接市がやるということについての考え方を教えてくださいというところで、よろしくお願いします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 田中議員の再質問にお答えさせていただきます。

新たな新税ですか、都市計画税が。要するに今まで継続している税だったらどうなのかというご質問ですけども、新たな税やから延期するという判断をさせていただきました。継続している税でしたら、それを延期するというか、中止するということは難しいという判断をしております。

2点目ですけども、条例に基づく課税は同じかということで、これも全く先ほどから何

回も申していますけど、新たな条例、新たな税金、課税ですので、そういう認識で延期するということで考えております。これ新たなスタートだから要は延期できるものであって、もう既にこれが毎年毎年課税されていって、それが一般財源の中で活用されているものでしたら、なかなかこれを止めるということは難しいというふうに判断しております。

3点目の区域内でのというお話でしたけども、選挙前、選挙後ということで申しておりましたけど、選挙前は確かに口頭でいろんな方とお話しした中での話で聞いておりましたけども、選挙後、要は就任してから1つのデータなんですけども、コロナに係る相談件数ということで、市民生活相談課に11月30日現在で374件の相談がございまして、そのうち232件がコロナに関する相談でございました。374件のうち232件あったということをございます。

市税の徴収猶予の状況もかなり高額の猶予が今なされています。1億6,300万の猶予申請というんですか、そういう状況になっております。企業ももちろん入れての話ですけども。だからこういう数字を見ていますと、やはり市民生活、経済活動においてもかなり厳しい状況だというふうに判断した上で、来年、令和3年度分は延期しようという判断をさせていただきました。

4点目がこのGIGAスクールの次年度からの。それはさほどの問題もなく当然組んでやっているわけですから、組むというのは予算組みしているわけですから、別にこの都市計画税を充ててやっている部分ではないですので、それはランニングコストのことですね、それは続けていきます。

小学校3年生の無償化につきましては、そのまま実施していきます。そういうふうに考えております。

財政調整基金を崩すのかというご質問ですけれども、財政調整基金を崩さないように努力をします。しかし、どうしてもというときは財調も崩すことがあるかもわからないというようなニュアンスでございますので、よろしくお願ひいたします。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） それでは、再々質問をさせていただきます。

新たにというところの各認識というのはどういう認識でおられるかというのは理解させていただきました。

そして根拠を聞かせてもらった部分に関して1つ再質問させていただくんですけれども、

生活相談 374 件の中に 232 件コロナの相談があったと。そしていろんな税制の猶予も含めてあるということなんですけども、これはいわゆる全体の話ですよね。これは特定の地域に特定の財産をお持ちの方のものではないと思うんですね。そういうデータではないと思うんです。これは全体のものでありまして、市街化区域に資産、財産を持っている方ではないと思いますが、そこをひとつ、もしそうであればそうとおっしゃってくればはつたらしいんですけども、1つお伺いするのと、なぜこういう質問をしているかというと、要は網目が結構粗いんですよね、今回のこの 3・5 億円の市街化区域の方に対しての税を取らない、減税に近いんですけども、だから本当にそこの人のどれだけの方が、多かれ少なかれ困っているのはみんな同じですよ。でもその中で、本当にそうやって市民サービスが野洲市は本当にこれから厳しくなっていく中でそれを維持するお金が必要なのに、すごく網目の粗い施策を今打とうとされているというのが私は問題点だと考えていて、その網目の緩さ、網目が結構大きいというところに関してどのようにお考えなのか、これは大きいと思わないというんでしたら思わない根拠を教えてもらつたらいいんですけども、そこに関して制度ですね、本当に困っている人にその予算が、予算は今ないと、新たなものなので予算がないとおっしゃいましたが、本来これは議決されて条例のものなので、入ってくるべき予算という認識は民主主義で決まった話ですので、認識していただかなければいけないと思いますので、その粗さに関することはどう思っておられるのかというのを 2 つ目の質問とさせていただきます。

3 つ目、もう一回最後、3 年生までのことはされるとおっしゃって、一方で必要な事業、必要じゃない事業、いろんなものを精査していく、厳しい財源の中でやっていくと先ほど矢野議員の質問のときにおっしゃっていたんですけども、ということは、この小学校 3 年生の財源を確保するために切られる事業、しない事業というのが幾つか出てくる。そういう想定をされているという認識でいいんでしょうか、お伺いします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 田中議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

まず 1 点目は、ちょっと意味が分からへんかったんですけど、新たな税に関してですか。

○9 番（田中陽介君） もう一回言いましょうか。1 点目だけ。説明しましょうか。

○議長（東郷克己君） 説明をお願いいたします。

○9 番（田中陽介君） すみません、1 点目は、新たな税の認識は理解しましたということを最初言わせてもらって、本当の 1 点目は、要は相談とかいろいろ受けられたことは、

そのデータ、先ほどおっしゃったデータは市街化区域だけのものではないですねという事を確認させてもらって、これは全体のデータであって、そこだけがそうというわけではないし、その財産を持っている方がその相談とかに来られている、みんながそうやというのであれば確かにそうかなと思うんですけども、そうじゃなければ、それは施策の根拠としては違うんじゃないですかというようなことです。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） ありがとうございます。困っている方が困窮者というんですか、困窮者ではないんですけど、コロナ対策としていろんなお話を聞いているのが市街化区域だけの人ではないですよと。全体に及ぶんですよということなんんですけども、市街化区域、都市計画税について延期をしてほしいということをお聞きするのは、基本的に市街化区域の方々からお聞きしていたわけなんですね。それはもちろんそうですよね。それで、市長になって、先ほども言いました企業やいろんなところからの税の猶予の全体が現在猶予額が1億6,000ほどあるんですけど、そのうち市街化区域内では1億3,000万なんですね、固定資産税。ということは、圧倒的に市街化区域内の……。ごめんなさい、法人ですけども。法人税やから市街化区域内の企業が多いということで、圧倒的に市街化区域内でのことでの対策をしていかないかんというふうに判断したわけであります。

次の小3の無償化なんですけども、小3の無償化につきましてはもう既に条例が改正されて、予定どおり実施していくという形で進んでおりますので、それをそのまま執行していくということなんんですけども、もうちょっと詳しくお話ししたらいいんですけど、次の山崎議員にも同じ質問がございますので、ちょっと配慮させていただいているんですけども。

○9番（田中陽介君） 2つ目のやつ、まだお答えされてないんですけども。

○議長（東郷克己君） 網目が粗いという件に対しての回答がされていません。

○市長（栢木 進君） これは網目が粗いと言われるんですけど、この条例の延期というのは、この都市計画税を延期するということが本来の目的であって、その都市計画区域内でする事業を都市計画税で執行するから、一般財源がその分空いてくると、それを全部にいろんなところで使うからそっちのほうが、だからそっちのほうの予算が一般財源のほうが余裕が出てくるからということをおっしゃっているわけなんですね。

○9番（田中陽介君） 違います、違います。

○市長（栢木 進君） この施策自体ですか。コロナで困っておられる方にもっと細か

く細かい網をかけて救済、支援していくべきではないかというご質問やというふうに思うんですけど。

○9番（田中陽介君）　べきというか、ちょっと説明させてもらいます。説明です。粗いのではないですかというふうに聞いているので、粗くないのか粗いのかというところ、先ほど言わされたように法人が1億3,000万というところに鑑みても、一般の方とか、ほとんどの大多数の方はそこまでの猶予はないというのも分かりますし、そういう意味でも本当にそこの人が困っているのかという網ですね、それが粗いんじゃないですかと。要はその地域に住んでいて財産を持っていたら、全てそれはもう免除しますよと、ある意味今年は免除しますよというのが今回の延期ですので、それをコロナ対策という名前でやってしまうのは、それこそ本当にその人たちがそれでお困りか、必要なお困りかというところの網がかなり粗いのではないかということを思わないですかということを聞いています。

○議長（東郷克己君）　市長。

○市長（栢木　進君）　田中議員がおっしゃっている意味と、私が考えていることではちょっとずれがあると思うんですよね。あくまでも都市計画税というのは新たに課税するものですから、新たに課税するもんやから、もともとあったもんを、もともとあった税金を免除するわけがないんですね。延期をするわけやから、そのタイミングが今であって、これがもう既に令和2年の4月に施行されいたら止めることはできないんですね。だからこの企業が固定資産税のこれだけの減免を言ってきてる企業があるということは、現実支援を求めてこられていると判断した中で、その企業とか、工場ですから面積が大きいもので、当然法人の固定資産税でいったら大きいわけですから、当然企業だけかということになるんですけど、その企業にはやっぱり社員もいますし、いろんな人がいるわけですから、やっぱり包括的に考えていかないかんのと違うか。ただ、大きく私が主張しているのは令和3年4月から新たに課税される税ですので、今までなかつたわけですから、今までなかつたものがもう1年延びるという感覚で考えていただいたら、何もその網が粗いとか細かいとかいう問題ではないというふうに私は考えております。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君）　市長。

○市長（栢木　進君）　先ほどの質問で、財政調整基金についてですけども、ちょっと訂正させていただきます。財政調整基金は今まで取崩しをしながら予算編成を行ってきて

いるということで、最小限にとどめるというように訂正させていただきます。申し訳ございません。

○議長（東郷克己君） 次に、第2番、山崎敦志議員。

○2番（山崎敦志君） おはようございます。第2番、新誠会、山崎敦志です。栢木市長が就任され、議案に対する質問をさせていただきます。重複する点が多いと思いますけれど、できる限り丁寧にお願いいたします。

議第163号野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例について質問させていただきます。

栢木市長は、市民の安全安心及び住みよいまちづくりを実施し、日本一住みたいまちを目指す考えを示されています。安全安心・住みよいまちづくりを行うため、都市計画法第18条2項に基づき、市町の都市計画に関する基本的な方針を野洲市では都市計画マスタープランとして作成されています。土地利用の規制、誘導や道路、公園などの都市施設の整備、また市民の意見を反映して都市の将来あるべき姿や都市づくりの方向が定められます。

野洲市都市計画マスタープランは平成19年に策定され、令和2年を目標年次としています。目標年次を迎えるに当たり、将来の人口や社会経済状況見通しに的確に対応し、継続可能な都市づくりを目指し計画を見直さなければなりません。そのため、市内各地で都市計画マスタープランの計画改訂の趣旨等を説明するとともに、住民の地域構想に対する意見を聴取するワークショップなどからなるタウンミーティングが開催され、自治会の代表や住民が地域の良い点、悪い点などを挙げ意見を交換し、「安全・安心・暮らしやすい」まちづくりに取り組んでほしいなどの意見が出ています。

市議会では、平成31年第2回定例会において、議第23号野洲市都市計画税条例が提出され、審議の結果、閉会中の継続審議することになり、令和元年第4回定例会において、議第95号都市計画税条例一部を改正する条例が提案され、令和3年分より税を課すことが採決の結果、賛成11、反対6で可決された条例です。

都市計画税は、都市の施設の整備という用途を制限される目的税である。これまで主な都市基盤整備事業に投入された一般財源は、年平均6億円であり、都市計画税は率0.2%でも3.5億円である。全額を賄うことができないことは承知しております。今回、一部改正が特例として提案されているが、令和元年議会において十分審議された条例であり、市民に対する説明もタウンミーティング等で理解も得ている。市内市街化率は12.8%、

774.8ヘクタールである。そのうち工業系地域割合が37.8%である。都市計画税は費用事業所にとって負担は増えるが、従業員の住居確保、開発地の道路整備等から、また企業の社会的責任の観点からも、まちの活性化、商工業の発展を応援したいという意見も聞いています。

そこで市長にお伺いいたします。

1点目、議会は継続審議を経て、令和3年より課税することで可決した議決に対する認識を問う。

2番目、次年度コロナ禍での税収減が見込まれている。また、何かの予算を増やそうとすれば、別の予算を減らさなければならないのが自治体の財政の常である。こうした中、課題であるとともに選挙公約として進めると強調されていた道路整備、雨水幹線に対する予算をどこから生み出すかを問う。

3つ目、都市計画税を徴収することで、一般財源より捻出していた都市計画事業への負担が減り、福祉政策、医療費無料化等への取組、市民の安全・安心をより充実させることができると考えるが、提出議案が可決されればどのような福祉施策を実行されるのかを問う。

4番目、国道8号バイパス大津湖南幹線等の整備が進む中で、これらの幹線道路と既存の道路を結ぶ新たな道路の整備をするなど基盤整備が必須である。また、市内全般の市道がセンターラインが消えている、路面にひび割れ、陥没が生じているなど、整備不良について市民より要望が上がっている。それらに対応する道路整備をどのように考えるか問います。

5番目、今回の提出議案はコロナ禍の影響が甚大であり、今後も支援策が必要である。都市計画税は対象者が限定されているためコロナ支援策には適さないと考える。市長の考えを伺います。

最後に、先般開催されました自民党県連政経パーティーでの滋賀県市長会会長小椋東近江市長が、滋賀県の道路整備事業に対する予算が長年全国最下位グループである、国土交通省へ県内の13首長とともに予算要望に訪問したということを言われています。今後の県・市町の発展のために道路整備が重要課題である。国道1号、8号バイパス、新名神、名阪国道接続等事業の予算を確保したものの、接続道路整備が遅れているとの市長会の道路整備の考えを報告されました。栢木市長も出席されていましたが、都市計画税を1年見送ることは、市長が進める公約とされた道路整備の遅れにつながることをどのように考え

るか問います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 山崎議員の野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の議会が現在の都市計画税条例を可決されたことに対する認識については、私も本議案の提案理由でも述べましたとおり、都市計画税については都市基盤整備に必要な財源であり、課税自体を否定するものではありません。しかし、本議案は新型コロナウイルス感染症の拡大が市民生活や事業運営に深刻な影響を与えていることに鑑み、同感染症への緊急対応として、令和3年度の課税は新たな税負担が伴うことから見合せたほうがよいと判断したものでございます。

次に、2点目の道路整備、雨水幹線整備に対する予算はどこから生み出すのかについては、先ほど矢野議員のご質問にもお答えしたとおり、非常に厳しい財政状況でございますので、都市計画税以外で財源を確保できない場合は、予算全体の中で優先順位をつけて事業を進めることとなります。

次に、3点目の提出議案が可決されればどのような福祉施策を実行されるのかについては、コロナ禍での市民の所得や事業所得の減収の生活への影響は市民全体に及ぶものでありますので、子育て支援策として令和3年4月から実施予定しております小学3年生までの福祉医療費助成制度は、医療費無料化ではなく、通院に対するワンレセプト500円を自己負担する制度として既に条例改正がされており、予定どおり実施していく所存でございます。また、既存の福祉施策につきましても、引き続き検証の上、持続可能な制度設計を進めていく予定をしております。

次に、4点目の国道8号バイパスや大津湖南幹線等の幹線道路と既存の道路を結ぶ新たな道路の整備や、市道の整備不良に対応する道路整備についてどのように考えるのかについては、国道8号野洲栗東バイパスや、大津湖南幹線等の整備にあわせて、これら幹線道路へのアクセスを強化する道路整備は取り組んでいかなければならぬと考えております。また、地域より要望いただいている道路の維持補修につきましても、特に生活道路の維持補修、改良の促進については私の公約にも掲げており、順次取り組んでいかなければならぬものと考えております。

次に、5点目の都市計画税は対象者が限定されているためコロナ支援策には適さないと

山崎議員が考えられていることに対する見解については、先ほどの矢野議員、田中議員の答弁でもお答えしておりましたとおり、現状のコロナ禍の状況を鑑み、都市計画区域で行う都市計画事業等に充てる目的税として、区域内の土地及び家屋の所有者に対して新たに税負担を求めることとなることから、令和3年度課税は見合せようとするものです。

次に、6点目の都市計画税を1年見送ることは市長が進めると公約された道路整備の遅れにつながることをどのように考えておられるのかについては、都市計画税は令和3年より新たな税制度として導入を予定していました。ということは、これまででも都市計画税がない中で道路整備等必要な都市基盤整備を行ってきたということになります。都市計画税を想定した分のステップアップは少し遅れが出るかもわかりませんが、これまでどおり特定財源の確保に努め、道路整備等を行っていけるものと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。重複する質問ばかりで申し訳ないんですけど、1つ目、二元代表制でいろいろな条例が協議されます。やはりしっかりした根拠、私は今の都市計画税が一番最後に言いましたコロナ感染に苦慮されている人たちに対するポイント的な施策でなく、やはり生活困窮者支援の中の支え条例等で手厚く、部分的に大変な人に手を延べる施策をお願いしたいということと、やはり今回の施策自体、第1波、緊急事態の状況であれば、皆さんに係るものは全てそのような緊急事態ということで適用できますが、今のコロナ禍、かなり落ち着いて対策、各地の施策も現実に合った根拠のある施策を取られています。野洲市においても、私たち環境経済常任委員会においても企業内、一部市長との懇親会もやられた工業会の企業さんにアンケートを取って、やはり大変だと。大変だけど努力しますよ。まず、企業で負担になっているのは福利厚生費、やはり野洲に勤めていて野洲に住んでいる人が20%以下なんです。野洲の企業に勤めている人が。なぜか。やはり野洲の市街化の拡大、住居を新しく郊外に造る、そういうことができないからどうしても電車通勤、車通勤、それによって、会社としては地元に住んでいただければ予算も減る、だからそういうのを強く要望されています。

先ほど最後の問題について市長が、今まで予算があって、それで道路整備をやってきた。だから道路整備をやってきたと言いますけれど、やはり一般財源から出ている予算の中で住民が要望する道路整備が十分できていますか。特に、言っては悪いんですけど、私たち地元、三上地先、8号バイパスの工事トラックが通ったために道にひび割れ、陥没があちこ

ち出ています。それを県事務所と相談して妙光寺側から新しい道を確保したところから進入して市道を走らないというような条件で今工事が進められています。その陥没した道路とかそういうなんで凸凹になっています。そういうのを今までからやってほしい、白線が消えているところ、子どもたちが通学する道路でも白線が消えている、グリーンゾーンはつくったけれど、道のセンターラインがない、そういうようなところが多数出ています。その辺に対して、今までどおりやっているからそれができますよということは、今までどおりのことしかできないと私は判断します。その辺について、市長にお伺いします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 山崎議員の再質問にお答えさせていただきます。コロナに対するのではなく、困っている人に手厚くすべきやというようなまず最初のお話やったと思うんです。そしてまた、コロナが第1波であればそういうことも可能だけれどもというふうなことをおっしゃっていましたけども、今第3波が来ております。この年末というのは新聞、テレビでも報道されていますけど、この年末を非常に苦慮しているということでございます。この3波のほうが、第1波よりも強いと。この今、第1波、第2波、3波が来ているこのコロナ禍というのを今朝のニュースでも言っていたんですけど悔ってはいけないと、もうコロナに慣れていくとかいう問題じゃないと、大変なことなんですよと言われている中のこの市民生活というのが、これからが大変になってくるというふうに私は思っております。だから、今のこの新たに課税する都市計画税も一旦延期させていただくというのは、そこに強い思いを持っております。

企業におきましても、今おっしゃられているんですけども20%ですか、市内に在住する人が20%しかいないということをおっしゃいましたけども、確かに企業にお聞きすると、野洲市は住宅が建てられる場所が少ないので、もっと建てられるようにしてほしいということは私もお聞きいたしました。それはいろんな法的な問題もありますもので、すぐにはいかないんですけども、それは努めていきたいなというふうには思っております。

そして道路事情に関しましては、私が在住しております祇王でもやはり中へ入る、一本中に入った道はもうがたがたです。これは今すぐなった問題じゃないんですね。だから、これは整備していくということを言っているんですけど、今それよりも大事なのは生活支援ということをやっぱり考えた上で、まず来年、令和3年4月から課税される都市計画税を一旦延期させていただくということと、直接と言ったらおかしいんですけども、当然道路整備は引き続いてやっていくということなんんですけども、ちょっと私にしてみたら新た

に課税されるものを市民に負担していただくというのを 1 年、取りあえず令和 3 年、延期させていただくということをさせていただいたということですので、道路は道路でしっかりとやつていくつもりではございますが、財源が不足しているということも現状そのとおりでございますので、優先順位をつけてやっていきたいと思います。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○2 番（山崎敦志君） ありがとうございます。道路整備を積極的に取り組むという確約をいただく。それで都市計画税が見送られて、それでもやはり市長の考えとしたいろいろな道路整備はやっぱり住民の声としてやっていくという姿勢を伺いました。

ただ、私思うんですけれど、先ほど田中陽介議員も話されていましたけれど、前市長のときに財政調整基金が底をつきそうだということで 12 年間で 16 億円まで積み上げられました。そのときに、いろいろな各種団体に対する助成金を半額とか何割カットというようなことで、今それはまだ現在も続いています。市長が言われた何かを見直して、多分雑巾を絞り切って絞り切りが過ぎた状態で野洲市の財政、どこまで絞り込めるのか、その辺の決意をお伺いして質問を終わりたいと思います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 山崎議員の再々質問にお答えさせていただきます。

財政が厳しいというのは、私は 10 月 31 日から市長に就任させていただいて約 1 か月でございます。府内へ入って、新たに本当に厳しい状況を痛感いたしております。それまでは、10 月 31 日までは一般市民として外から見ていても、やはり厳しい財政状況やなということは認識しておりました。雑巾を絞ってでも、もう一滴もしづくが落ちてこない状態やというようなことを今ちょっとと言われたんですけども、大変厳しい状況は厳しい状況です。しかし、行政のことですので、いろんな面から無駄なこともあるかもわかりません。これからいろいろ精査させていただいて、ちょっとでも道路財源にしろ、道路まで行くとかなりな財源になりますもので、社会福祉面に関してもできるように努力をしていきますので、よろしくご理解いただきますようお願ひいたします。

以上でございます。

○2 番（山崎敦志君） ありがとうございました。

○議長（東郷克己君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

(日程第3)

○議長（東郷克己君）　日程第3、議第150号から議第160号まで及び議第163号から議第166号まで、令和2年度野洲市一般会計補正予算（第14号）外14件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議第150号から議第160号まで及び議第163号から議第166号までの各議案は、会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託いたします。

暫時休憩いたします。再開を午前10時30分といたします。

(午前10時14分　休憩)

(午前10時30分　再開)

○議長（東郷克己君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

(日程第4)

○議長（東郷克己君）　日程第4、これより一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。その順位は、一般質問一覧表のとおりでございます。

なお、質問に当たっては、簡潔明瞭にされますよう希望いたします。

それでは通告第1号、第4番、橋俊明議員。

○4番（橋　俊明君）　第4番、新誠会、橋俊明でございます。今回は、大きく3点にわたり質問させていただきます。

まず大きな1点目で、市立野洲病院の今後について質問させていただきます。野洲市の病院事業につきましては、条例に基づく駅前新病院整備を前提にいたしまして、昨年7月に市立病院として開業いたしました。そして野洲駅前の敷地に新病院を整備するべく入札まで至りましたが、入札不調となり、その後、修正設計業務が進められてきたところでございます。

今回栢木新市長が駅前での病院整備ではなく、現敷地での建て替えを唱えられまして市長選挙は駅前市有地での整備か現敷地での建て替えかが大事な争点となりました。開票の結果栢木氏が当選され、新市長に就任をされたところでございます。

今回、今後の野洲市民病院の整備を見据えて5点にわたり栢木市長に質問いたします。

まず質問第1、野洲市民病院に関して、今回の市長選挙の結果をどのように受け止めているかについて具体的に質問いたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 橋議員の1点目の、今回の市長選挙の結果の受け止め方についてのご質問にお答えいたします。

私は、病院問題により市民、議会に分断と対立をもたらした状況に終止符を打ちたく、駅前市有地に約120億円をかけて整備することに反対し、また対案として現敷地での建て替えを提案させていただき、市長選挙に当選させていただきました。この結果については、民意であると受け止めております。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 今答弁がありましたとおり、市長の選挙期間中のビラの内容を見ますと、贅沢な駅前での新病院整備計画を大幅に見直し、現病院の敷地に半額程度で新病院を新築と掲げられております。また、選挙前の市長を支援する団体のチラシでは、自らの発言として、専門家とともに調査検討の結果、120億円の約半額で新病院建設が可能と分かったので、この案をもとに早急にこの問題を決着させるべきだと発言されております。そのほか、市長本人及び支援団体を通じての情報を統合すると、市民の理解では公約は次のようになるのではないかなと思っております。現市立病院敷地において病院経営を続けながら駅前に計画されているのと同規模の病院を半額の60億円、また去る10月16日付、これは選挙の2日前でございますけども、ここにも写しがございますけども、京都新聞では、栢木候補は、当初候補でございますので、現計画では市の財政負担が大き過ぎる。現在地で建て替えれば建設費は36億円に抑えられると書かれております。そのため、駅前の計画は中止するというものでございます。

ここでもう少し掘り下げて再質問をさせていただきます。

まず、改めて野洲市民病院に関して市長の公約、市民に約束したことについてみたいと思います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 橋議員のご質問にお答え申し上げます。

選挙期間中、選挙前、期間中通しまして、駅前ロータリー、現計画のところで整備するのではなく、市が公表しておられました総額120億円は、初期投資としたら金額が高過ぎるということで選挙を戦わさせていただきました。その間、対案が要るということになりました、昨年の暮れ、11月やったと記憶しているんですけど、入札が不落になつたと

いうことを受けて発表された内容をもとに、それで対案を考えさせていただいたと。そのときに現地建て替えはできないものかなということを考えた上で、可能であろうということで専門家というか、知人、知人というより専門家にお聞きして、いけるのと違うかということで前へ進めさせていただいた。要は、私案として提案させていただいて、それで選挙を戦わさせていただいたということでございます。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋俊明君） 今公約ではないですけども、ビラを見ていますと、現在の規模の120億円の半額程度、率直に申し上げますと60億円、先ほどの京都新聞では36億円に抑えられるという新聞記事も掲載をされておりますが、これの受け止め方、どちらを持っておられたのか。といいますのは、選挙の2日前に60億円が36億円まで抑えられまよと表現されていますので、これは少なからず選挙のほうにも影響があったのではないかなどというふうに私は受け止めておりますけども、これは私の個人的な受け止めでございますので、果たして公約の場合の60億円か、半額程度の60億円か、それとも36億円か、この辺ちょっと対応を確認させていただきたいと思います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木進君） 基本的には約半額程度で整備できるということが基本でございます。建築につきましては、あくまでも私案でございまして、検証がなされておりませんので、それを大々的に公表というよりも、それはあくまでも私案ということで進めてきたというところでございます。36億は建設費のことですよね。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋俊明君） 次に、先ほど市長の答弁の中に、民意が示されたと言っておられます、民意は今回どのように示されたと考えておられるのか、お尋ね申し上げます。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木進君） いろんなところで市民の皆さんとお話をさせていただいて、多くの私がお会いした方ですので、市全体に回ってお聞きしたわけやないんですけども、大方の方が現地建て替えがいいということで賛成どうのこうのはあまり聞けなかつたんですね。というのは、いろんな方にお話すると、郊外でもいいんやないかとか、いろんな話がいっぱい出ていましたんで、場所というよりも、駅前が、駅前のロータリーのところに建てるということに私がお聞きしている範囲内での多くの市民の皆さんはノーというふうに言っておられたということで、民意というのは、大方の民意は駅前で整備することに反対し

ておられるというふうに受け止めております。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） ありがとうございます。多くの選挙民、市民については駅前での整備をいわゆる適さないというふうに判断されたというような答弁だと思いますが、今回の先ほども申し上げました選挙の争点は、単に駅前か現敷地内かという整備箇所の選択ではないと私は思っております。私はどちらかというと整備箇所よりも総事業120億円での駅前整備か、それでも一方その半額の60億円での、ましてや現敷地内で運営しながらの建て替えかという事業費等を含めての争点であったと、私はこのように考えております。そういうものを踏まえまして、市民は60億円に心を動かされたのではないか。ましてや子や孫まで借金を残してまでと言わわれると、一朝に心が動いたのではないかと私は推測をいたしております。そうしますと、そうなるとやっぱり60億円での整備が私は1つの公約になると、このように思っております。市長はこの公約をどのように進めようと考えておられるのか、スケジュールを含めて具体的に答えていただきたいと思います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） まず、現地での建て替えについての検証をさせていただいた上で、全てのものがステップ、次のステージにつながっていくと思います。したがいまして、第三者委員会に専門部会を設置して、そちらで専門的に、建築、医療、専門的に判断して検証していただこうというふうに考えております。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 先ほど栢木さんがおっしゃいました。私案と言われる現敷地での建て替えにつきましては、ビル等で拝見をさせていただきますと、建築関係者や病院の専門家と具体的にどのように調査検討されたのか伺います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 1月前は一般市民でございましたので、当然病院の中へ入っていると見たり、そういう資料を頂戴したりということが不可能でしたので、一応公表されている図面とか、そういうものを参考にできるのではないかということで考えた上で、いろんな専門家というか、建築関係の人らに相談して、教えていただいた上で前へ進めていったと。病院としてそういうことが可能か可能でないかということも、病院関係者というよりも、そういう方にお聞きして前へ進めていったと、計画を練っていったということです。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） このビラを見ていますと、やはり現計画の120億円の半額程度で新築できますと断定的に明言されておりますので、こちら辺は幾ら私案といえどもこれが1つの大きなわゆる公約になるというふうに私は確信をいたしておりますので、よろしくお願ひをいたします。

ただ、こちらのビラでは建築や病院の専門家は、後で質問いたしますけども、専門家に十分議論を重ねたということもここに重ねて書かれておられますし、また街頭演説でも、病院関係者、設計の方々、建築業者の方々と十分議論してつくり上げたと街頭演説でも述べられております。

次に、そういうことを踏まえながら質問3に移っていきます。

この建て替え案は病院を運営しながらの建設となります、東館、西館、北館の整備順序をお尋ねいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 3点目の建て替え案の整備順序についてのご質問にお答えいたします。

整備の手順につきましては、まず現病院敷地の空いているスペースに仮設棟を建設いたします。仮設棟には、現西館の機能を移設することを想定しております。その後、西館の場所に新館を建てた上で、東館解体、北館改修、駐車場整備を行い、最後に仮設棟を撤去する方法を想定いたしております。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 私どもはそこまで詳しいことは分かりませんけども、あくまでもこの議案の上で判断せざるを得ないんですけども、このビラ、広報紙へのまちづくりを進める会広報紙ナンバーワン政治団体、機関誌、ボーリング1、2020.9では、ここに書いてありますとおり工事中は東館を残し、先に西館を東館の機能を含め新築することによって、病院を運営しながら、現病院の敷地で建て替えは十分可能、今おっしゃった案だと思いますけども、一方で、この政治団体の機関誌ボーリング2、2020.8では、現整備を東館と西館を解体して新築することにより、速やかに、かつ現計画の120億円の半額程度で新築できます。また、まだ新しい北館を残して来院者の方々が引き続き通院や入院できるように、病院を休業せず稼働させながら新築できますと書かれております。こ

れは私にとってちょっと建て替えの順序が異なっているのではないかというふうに捉えておりますが、それについてお答えを願いたいと思います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 結果的に西館、東館とも解体するという意味でそこには書かれていると思うんですけども、手順といたしましては、先ほども言いましたように、西館の要するに仮設棟を建設した上で、建てた上で、あくまでも仮設ですけども、それで西館を解体し、西館を先に建築をして、それが建った上で東館を解体し、北館を改修するというのが手順はその手順、先ほど申し上げましたとおり手順はそのとおりですけど、結果的にいえ、西館も東館も解体してしまうということでございます。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） ちょっと非常に分かりにくいところがあるかと思いますけども、ただ、恐らく今の答弁では、きっと現敷地内での建て替えは可能であるというふうに私は言われておると、このように理解をさせていただきました。

ただ、これはちょっと次の質問に入りますけども、市立野洲病院の福山秀直院長との懇談結果を伺います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 4点目の市立野洲病院長との懇談結果についてのご質問にお答えいたします。

病院長との懇談において、約120億円かかる病院整備費を抑制することについては一定の理解が得られたと思っております。また、市立野洲病院が地域医療を支える病院としての必要性の認識につきましては一致した見解でございました。病院長からは、現計画の駅を降りてすぐの場所にはこだわらないが、病院立地場所は駅から徒歩約5分圏内が望ましいこと、また、診療を行いながら現敷地での建て替えが困難ではないかとのご意見を伺っております。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 福山院長との協議結果につきましては、私どもは新聞紙上とかそちら辺でしか判断できませんので、詳細な内容はあれでございましたけども、最終的には私どもは18日の今申し上げました定例記者会見の中で、今申し上げたとおり市立野洲病院長の福山院長から病院の現地建て替えは難しいとの認識を示された。また、入院患者を

受け入れながらの建設工事はできない旨を述べられておられるということが新聞の中に触れられておりました。

そこで、もう少し掘り下げて質問させていただきますけども、守山野洲医師会の正副会長をはじめ、役員の先生たちとも話合いの場を持たれたと聞いておりますが、医師会の意見はどうであったのか伺います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 医師会と懇談させていただきました。いろんなことでのどういうんですか、今までの経緯とか、そういうことでいろいろ一つ一つちょっと申し上げるわけにいかんのですけども、最終的には医師会として地域医療を守っていただきたいということをおっしゃいまして、私も地域医療は守るということでお答えをさせていただいております。医師会で大きく言われたのはやっぱりスピードーに進めてほしいと、現地建て替えなら現地建て替えでも、いかんせんスピードーにやっていただきたいということを言わされたということでございます。

簡単ではございますが、以上お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 栢木市長おっしゃるとおり、今回やはり市民の求めているのは早急な整備、やはり時間を持って、先ほどおっしゃいました。過去10年間にわたるいろいろな経過がございました。それがなかなかいろんな経過もございましたので、まだ実を結んでいない。恐らく市民が一番望むのは早急な整備やというふうに私は受け止めておりますので、これがもう少し具体化になるようよろしくお願ひしたいと思います。

もう1つお伺いしますけども、現在の野洲市の病院事業への滋賀医科大学等からの医師の派遣は、恐らく駅前の新病院の整備が前提となっているのではないかと思っております。福山院長もその前提で就任されると私はこのように認識しておりますけども、医科大学等との関係はどうなると考えておられるのか、現在の協議状況を含めてお尋ねいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） お答えいたします。

先ほども申しましたが、就任させていただいて1か月でございますけども、滋賀医科大学へ訪問させていただきました。そこでは、学長先生と院長先生も入っていただきまして、いろいろ野洲病院についての今後について少しお話もさせていただき、先ほど申し上げま

したとおり、専門部会の中で協議して、新しい野洲市の病院の在り方、持続していく病院の在り方というご意見をいろいろお聞かせいただき、滋賀医大としても協力していきますというふうなお話を頂戴いたしております。これから具体的に先ほども申し上げましたが専門部会にも学長先生、院長先生も入っていただいて進めていこうということでなっておりますので、取りあえずスピーディーに物事を進めさせていただこうということは努力させていただいております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） それでは、次の質間に移りますけども、新聞紙上で判断せざるを得ないんですけども、郊外での整備になる可能性があると述べられておりますが、その可能性があるのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 橋議員のご質問にお答えいたします。

新聞報道であったことですけども、あらゆる、例えばの話で、私、基本的には現地建て替えがまず検証されてない中で、ほかにどこでという考えはしておりませんので、まず現地建て替えが可能か可能でないかの含めた上での専門部会を進めさせていただこうと思います。ただし、もし現地があかんかったらどうなんですかという質問に答えさせていただいて、あらゆる可能性を検討させていただきたいという中で、郊外もありますかという中で、あらゆる中には当然郊外も入ってくると思いますということを答えさせていただいたんですけども、今は病院長、福山病院長がおっしゃっておられますように、駅から徒歩圏内、約5分以内のところがふさわしいということを院長先生が言っておられますので、それは尊重していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） ありがとうございます。新聞だけでの判断はなかなか難しいかと思いますけども、11月2日、就任されて早々ではございますけども、その記者会見では、記者の郊外に建設するというような話ですけども、選択肢もあるんですかという質問に対しまして、あり得ないだと思いますと答えられております。この変化はある程度あったのではないかなどと思いますけども、この変化をどう捉えるべきか見解を求めます。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 就任のときに、郊外でもありますかと言われたら、今も先ほども言いましたけど、私は現地建て替えで対案として提案させていただいているわけですから、その時点で郊外ありますかと言われて、ありませんと答えるのが普通ですので、じゃあ何で現地建て替えを言ったんやということになりますので、その時点では現地建て替えしかないということで、郊外はございませんというお話をさせていただきました。ただ、もし万が一あかんかったときにという話で次の新聞記事が出たというふうに、それも間違いでないです。間違いではないんですけど、先ほども申し上げましたけども、福山院長と何回かお話をさせていただいた中で、今後の将来にわたる病院運営については、やっぱり駅から近いところ、駅前のロータリーのところにはこだわらないけれども、近いところ、約5分以内の圏内のところがふさわしいというふうにおっしゃっておられますので、それを尊重させていただきたいなというふうに今は思っております。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） ロータリーにはこだわらない。ただ5分以内というのはある程度限定される。それにふさわしい敷地があるのかどうか、それも含めて非常に難しい選択肢だというふうには受け止めておりますけども、冒頭で申し上げました現病院施設の解体費を含めて総事業費60億円での整備が市民の選択であるというふうに私どもは認識をいたしております。もしそれが無視されるのであれば、承認早々自ら掲げた公約についての重大な公約違反があるのではないかなどということもこれは考えられますので、これについての見解はどのように思っておられるのかお伺いいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） ご質問にお答えいたします。

私は、まず駅前ロータリーのところに120億で建てるということに対して反対して立候補させていただいた。その立候補をしてから後に対案が必要やということで、対案をつくらせていただいた。あくまでも逃げるわけじゃないんですけども、私案というのは限界がございます。それを検証していただくために専門部会をつくらせていただいて、それで可否を決めていただこうと思っておるということでございますので、一番冒頭にも申し上げましたけども、多くの市民は、私が感じた中では、駅前が駄目だと、ロータリーのところが駄目だという声が圧倒的だったということを申し上げておりますので、私の争点の中では、それが争点だったというふうに考えております。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） これについては今後の私案を議論するということになろうかと思  
いますけども、このビラで先ほど言いました現計画の120億の半額程度で新築できます  
と明言されておりますので、今後はそういったものも焦点になろうかと思いますので、そ  
ういったものを含めて、今後協議を重ねていきたいと、このように考えております。

それでは、ちょっと関連がございますので、大きな質問の2に移ります。

かやき進後援会討議資料2020.8、これでございますね、この中で、野洲駅南口は  
周辺事業を見直しというふうに触れられておりますが、どのように見直しをされるのか、  
お伺いをいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 野洲駅前南口の周辺整備事業の見直しについてのご質問にお答え  
いたします。

野洲駅南口周辺整備事業を進めるに当たっては、地域経済活性化を踏まえた、より活力  
に満ちたにぎわいを創出するために、市民や議員の皆様からのご意見やご提案をお聴きす  
るとともに、民間活力の活用も視野に入れたサウンディング等の手法により、市場ニーズ  
を把握するなど、幅広い視点で丁寧にプランを検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） ここにも当然具体的なことも書かれております。その見直しとい  
うのは、市の玄関口として商業施設などにぎわいと魅力ある駅前周辺を創出し、税収が増  
えるようにできると、このように表明されております。当然市長が表明されているとおり、  
民意を受けて事業の見直しは当然可能でございますが、現行の野洲駅南口周辺整備構想は  
市民代表、国、県、鉄道会社、商工団体等関係団体が参画してできたものでございます。  
この見直しの手続及びスケジュールについてお伺いをいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 整備の手順のことでございますけども、今のところはまだ正式に  
は考えておりません。それをも含めて今後検討していくということでございます。

この場をお借りいたしまして、先ほど申し上げました専門部会第三者委員会という発言  
をいたしましたけども、病院整備運営評価委員会の専門部会でございます。訂正させてい  
ただきます。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） まだ正式には考えておらないということでございますけども、この後援会のチラシを見てみると、やはり税収が増えるようにぎわいのある駅前を考えていきたい。ただ、まだ具体的な構想まで至っていないと、私はこのようにとらまえましたけど、そのようにとらまえさせていただいてよろしゅうございますか。

そうしますと、当然スケジュール等がまだ詳細に触れることはできないということだと思いますけども、また、この駅前の区域には法定計画でございます立地適正化計画での機能が想定されております。立地適正化計画の対応についてもお尋ねをいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） これも当然見直していくべきというふうに考えております。スケジュール等々はまだ未定でございます。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） まだ未定である。これも具体的に進めていただきたい。その前提、病院をいわゆるロータリーから現敷地内で建て替えるとなると、この立地適正化計画なりこういった駅前の計画がキーポイントになってまいりますので、そういった辺りも定めて早急にスケジュールを決めまして、進めていただくようにお願いを申し上げます。

さらに、駅前の周知は野洲市病院事業の設置等に関する条例で市民病院の建設地と定められております。駅前の土地利用を転換するためには、この野洲市病院事業の設置等に関する条例の改正あるいは廃止が必要であります。そもそも就任日に議会及び市民に協議することなく、市民病院の整備を取りやめる前提で設計業者等に対して通知を行ったことはこの条例に違反しているんじゃないかな、このように私は受け止めておりますけども、回答を求めます。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） お答えいたします。

条例に違反しているとは考えておりません。条例はそのまま生かすというんですか、条例はそのままにして、中の条例改正をさせていただくということでございまして、まだこれから現地建て替えが可能か可能でないかということも検討も入れてやるわけですから、今すぐに次の場所が決まっているというわけではないので、設置条例はまだそのままさせていただいておくということで、改正をするということで、廃止はする考えはございません

ん。

もう1つ中止。中止したことをおっしゃいましたけども、先ほど来申し上げておりますように、駅前ロータリーでの病院整備をしないということで、これを私は民意として当選させていただいたということですので、駅前では建てない、その設計変更を出している設計については一時中止という形で指示させていただいたということでございます。当然そこでは整備しないということですので、その成果物は、例えば現地建て替えのところへ持っていくものではないですので、その成果物、要するに水道の蛇口でしたら、一旦ひねったと、それを出しちゃったら経費が毎日日々重なっていくわけですから、停止することによって幾ばくかの返戻があるのかなということもちょっとは思っております。ただ、まだ協議に入っているわけではないので確定的なことは申し上げられませんけども、一応そういうことで一時停止をしているという状況でございます。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 一つ大きなやっぱり、今回条例改正はしないということでございますけども、あくまでも条例は生きていることになりますので、その条例はいわゆる市民病院については設置等に関しては駅前であると、駅前の建設地であるということは定められておりますので、それを一時的に計画を中止するという通達を業者に出すというのはこれは矛盾しているのではないかなど、このように思いますけども、再度その点をお尋ねいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 設置条例の整合性についてですけども、現状では民意と条例との間に差異がある状態と私は認識しております。今後条例改正も視野に入れ、もう一方の民意である議会への丁寧な説明と議論により最適な状態にしたいと考えております。ただ、設置条例と設計変更の委託とは別物というふうに解釈しておりますので、一時停止をしたということでございます。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） とらまえ方の差やと思いますけども、別の物という考え方もございますけども、私は一体的なもの、関連するというふうに受け止めておりますので、そこら辺は今後もまた議会と丁寧な協議をとおっしゃっていますので、そういった辺りでまたお尋ねをするかもわかりませんので、その節はよろしくお願いを申し上げます。

これに関連いたしまして、設計業者に対して通知を行った理由として、新たな経費を発生させないためと、このようにおっしゃっておりますが、解約しない限り設計技術者等の経費はこれは必要でございますので、また解約する場合は違約金等が発生する、当然でございますけども、こういった経費についても想定して積算されているはずでございますが、その具体的な金額をお尋ねいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 一応先方の設計事務所のほうには、委託業者のほうには連絡をさせていただいております。違約金は発生しないということを聞いていますんですけど、まだ協議中ということで、正式にはまだ先方からは来ておりません。だから、したがいまして、今のところでは一時中止をしているという状態は、違約金が発生して、どれだけあれが出るかというのが分かりませんので、一旦中止しているというのはそういうことも含めてのことです。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋 俊明君） 今の答弁をお伺いさせてもらうと、違約金は発生しないかもしれません。なるほど、それなら分かります。ただ、これからそういったものを詳細に詰めていくというお答えでございますので、その前提としたら、まずは解約となった場合は議会とも丁寧な対応をするということでございますので、今後ともそういった精力的な協議をお願いしておきたいなと思っております。

病院問題は様々な問題もございますけども、最後に、改めまして、市長の公約どおり現病院敷地において病院を運営しながら、半額で同等の病院が整備できることを市民、議会に対して明らかにしてもらえば、私は駅前の利用もおのずから解決するはずであると、このように思っております。また、特に先ほどお話をございました早急に整備をということをお願いしておりましたけども、特に病院のドクターやナースの医療スタッフ、また事務局職員などの士気の衰え、これは正直申し上げてこれは顕著であるというふうに私は受け止めております。最後に市長の公約の確実な実施について、今後の明言と確約を求めまして、次の質問に移ります。

○議長（東郷克己君） 橋議員、質問された……。

○4番（橋 俊明君） 求めてと。要望というふうに受け止めていただいて結構です。

次に、大きな質問の3点目でございます。地域の安全対策、活性化対策についてでございますけども、これは私の出身地でございます大篠原の細かい話でございますが、大篠原にもいろんな名跡がございますけども、今回ちょっと外れますけども、大河ドラマ「麒麟がくる」がもう終わりを迎えております。来年は日本の資本主義を描いた渋沢栄一さんの大河が決まりました。そして、その次の年、令和4年度については「鎌倉殿の13人」というのが決定をいたしました。これは源氏なり平家なり、そういった関連の大河ドラマになろうかと思っておりますけども、この平家については平清盛と宗盛、これは平家が壇ノ浦の戦いで敗れて宗盛が鎌倉へ連れられていく、源頼朝に出会うために連れられていく。ところが、源頼朝は会わないという形で、鎌倉近辺まで行つたようでございますけども、そこから京都に帰らざるを得ない。そのときに、もう京都の手前で、現在の大篠原の出町近辺の地先でございますけども、そこでもう首をはねられた、宗盛が首をはねられた。その宗盛の首が鴨川の六条河原にさらされましたけども、胴体は京都まで持っていくことができないという形で今、出町のその地先のほうに埋められたという形で胴塚というのが残っております。この胴塚につきましても、当然地元の言い伝えなり歴史のものをひもとくと、いわゆる平家がそこで終えんを告げたという形で、そういった悲しみでカエルが鳴かなくなってしまったということで蛙鳴かずの池と呼ばれております。

大河ドラマ最後の3分間は、その人物にいわゆる縁があるところを映して終わっておりますけども、できましたら宗盛が出たときには、これはいわゆる大河、宗盛を演ずるのは小泉孝太郎さんというのは決まっておりますので、そういった中で最後にそういった映像が映し出されるように地元としては強く願っているところでございます。

それでは質問に移りますけども、大篠原と入町の出町地先については旧中山道を挟んでおりまして、野洲市の最も東に位置いたしまして、竜王町の鏡地先と市町境界を接しております。江戸に向かうと大篠原から出ることから出町、また京都に向かうとなると入町に入ることから入町と名づけられております。

この出町地先の民家7軒につきましては、旧中山道と急峻な山に挟まれた危険な箇所でございます。去る8月付を含めて過去3回にわたりまして質問をいたしておりますけども、特にこの民家7軒のうち3軒は女性が高齢者、単身で住まわれております、1軒は女性ばかりの世帯でございます。大雨時には不安な心持ちですと不安を強くつぶやいております。大篠原自治会といいたしましても、大雨時には近くに集会所もございますので、不安を少しでも和らげるよう集会所に避難していただき、皆で話す機会を増やしまして、心理的

な安心感が得られるように対策を強化していこうということを現在詰めているところでございます。急傾斜地の最大の効果を得るには、のり面保護などの工事を実施いたしまして、安全対策等を図るのが近道ですが、連担した民家が10軒以上であることが国庫補助事業の採択要件でございます。道路を挟んだ入町地先の民家を含めるよう要望しておりますが、芳しい答えはまだいただいておりません。よって、引き続き採択要件は厳しいものかどうか、都市建設部長に伺います。

○議長（東郷克己君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 橋議員の地域の安全対策、地域活性化についてのご質問の1点目、急傾斜地の国庫補助事業の採択要件の緩和は厳しいものかとのご質問にお答えいたします。

急傾斜地崩壊対策事業の対象となります採択基準につきましては、議員がおっしゃるとおり、国庫補助事業の採択要件でございます急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、急傾斜地の高さが10メートル以上であること、移転適地がないこと、災害が及ぶ可能性がある人家がおおむね10戸以上存在していることと規定をされております。

市といたしましては、この要件の緩和につきましてこれまで要望を続けているところでございますけれども、残念ながらご質問の地域につきましては、現在も急傾斜地崩壊対策事業の採択要件を満たしている地域に該当しておらず、依然として採択の要件の緩和は厳しい状況でございます。しかし、市内では他の地域でも事業の採択要件を満たしていない危険な地域がありますことから、市といたしましては国や県に対しまして急傾斜地崩壊対策事業の採択の要件の緩和など、総合的な支援措置につきまして、引き続き強く要望をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋俊明君） なかなか状況としては厳しいようでございますが、引き続きまた要望を私どもも行ってまいりたい。

少し時間がございませんけども、半年ほど前のNHKの9時からのニュースで、急傾斜地の新たな動きというのがございました。これは新しい工法、急傾斜地崩壊の事業は多額の経費、大型重機を要するということになりますけども、樹木に沿わせたものを工事人の方がぶら下がって地中にアンカーを埋めていくという工法があるようでございますけども、これにつきましても、また私もNHKのほうに行きました、そういうった資料を取り寄せて

中央のほうに要望してまいりたいと、このように考えておりますので、またご支援のほど、よろしくお願ひをいたします。

次に、この連担区域の狭間に出町の山茶花公園がございます。明治天皇聖蹟碑がございます。本公園は民有地で、明治天皇が現地で休憩されたことから、地元有志が自然発生的に公園化をしてきたものでございます。この石碑の写真がこれでございます。もう少しアップで、時間がございません。これが高さが3.4メートル、この高さというのは、ここからここまでが3.4メートル、幅が2メートルもありますので、地域安全を確保するためにも市行政において石碑撤去が対応できないものか市民部長に伺います。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 2点目の出町山茶花公園の明治天皇聖蹟碑の安全対策についてのご質問にお答えいたします。

令和2年9月2日付で、大篠原自治会長様から同公園の明治天皇聖蹟碑の安全対策についてのご要望をいただいているところでございます。それのお答えを令和2年9月28日付野協第264号で市から回答させていただいておりますが、当該聖蹟碑につきましては、当時の野洲郡教育会が建立されたものでございます。この教育会といいますのは、市や市教育委員会とは関連性のない団体であることから、市及び市教育委員会のほうでの対応はちょっと申し訳ないんですができないということになっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 橋議員。

○4番（橋俊明君） 財産の所有権をめぐっていろいろな問題があろうかと思いますけども、地元としましては当該用地を市に寄附債務いたしますということで地権者には了解を得ておりますけども、いわゆる寄附債務の条件としましては当然この安全対策が主になりますので、そういうものを踏まえて今後もまた協議を重ねていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

質問3、最後に地域活性化策について質問をいたします。

大篠原の国道8号線と県道安養寺交差点が交差するところの西側に現在耕作放棄地となっております。先日も通られる地域がございます。農地約6ヘクタールでございますけども、この農地は応じておられる農用地区域であり、開発は大きな制約があります。当時は平成の初めには、野洲町で工業団地、中小工業団地の計画がありましたが、断念された経緯がございます。現在野洲市内の工業用地の候補地は少なく、国道8号線沿いという立地

性などから鷺坪地先の注目度が高まっております。また、引き続き続けて。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） もう最後の最後のところでございまして、再質はないということでお答えさせていただきます。

3点目の鷺坪地先の開発についてのご質問にお答え申し上げます。

大篠原字鷺坪地先は耕作放棄地が大半であり、有効活用が必要な土地であると認識いたしております。

議員ご承知のとおり、当該地域は市街化調整区域であり、その大半が農業振興地域の農用地区域であって、開発が制限される地域であることに加え、当該地域が周辺の遊水機能を果たしており、大規模な排水対策が必要となることが当該地域の開発に当たっての主要な課題となっております。これらの課題解決に向け、地権者から具体的な事業計画が提出された際には、制度に沿った対応すべく、府内の関係部署が連携して国や県とも連携を進めるなど、大篠原地域の活性化に向けた支援をさせていただきたいと思っております。

以上で、お答えとさせていただきます。

○4番（橋 俊明君） 以上で質問を終わります。

○議長（東郷克己君） 暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

（午前1時30分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告第2号、第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 第13番、工藤義明です。今日は2点にわたりまして質問させていただきます。

まず最初は、新型コロナウイルス感染対策についてお伺いします。

今、欧米では新型コロナウイルス感染が再拡大し、日本でも第3波が到来し、感染が今拡大中です。世界では6,393万8,000人ほどが今感染され、国内でも15万3,353人、この滋賀県では796人、この野洲市では24名の感染者が昨日までの発生です。そこにインフルエンザ流行も懸念される中で、これまで以上の万全な対策が重要となっております。菅首相は11月10日、感染拡大への「最大限の警戒感」を呼びかけ、新型コロナウイルス感染対策分科会から「緊急提言」が出されました。しかし、その内容はクラスターになりやすい業界、集団における事前の連絡網づくりや、国民に対するさらな

る行動変容の呼びかけなど、従来の対策の延長線上にとどまっています。

感染拡大を抑止するには感染急増地（ホットスポット）となるリスクのあるところに対して、無症状の感染者を把握、保護するための「面の検査」が必要です。また、医療機関、介護、福祉施設、保育園、幼稚園、学校、学童クラブなど、クラスターが発生すれば多大な影響が出る施設等に定期的な「社会的検査」を行い、感染拡大を事前に防いでいくことが求められます。国においては、「大規模・地域集中的なPCR検査」、「病院・介護施設等への社会的検査」を政府の大方針に据え、責任を持って強力に推進すべきと指摘するものです。

この点で、現状の大きな問題点は現場任せになっていることです。行政検査を増やすと自治体の持ち出しとなる地方負担問題を全額国庫負担の仕組みで、自治体が「お金がないから検査できない」という事態をなくし、「面の検査」、「社会的検査」で感染拡大の抑止を図るべきです。

この野洲市において、新型コロナウイルス感染対策について、今まで関係者の方々が努力されてきたことには深く敬意を表するものです。しかし、市民の皆さんに安心・安全を提供できるよう、今まで以上の対策が必要なことから質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、市長にお伺いします。ここまで政府が行ってきた新型コロナウイルス感染対策の政策についての見解をまずお伺いしたいと思います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 工藤議員の1点目、政府が行ってきた新型コロナウイルス感染対策の政策についてのご質問についてお答え申し上げます。

政府におきましては、緊急事態宣言や私たちの暮らしを守る経済対策等により政策を講じられてきたところですが、ご指摘のとおり検査体制や感染防止策について、いまだに有効な感染防止策が確立しないため、対応については市でも大変苦慮しているところでございます。このような状況におきまして、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金として、当市には約4億8,000万円の交付金が交付され、生活に影響を受けた市民や事業者への支援や感染防止対策について、地域の事情に応じた対策が実施できた点は評価できると考えております。

全国的に感染者が再び急増しており、今後の感染者の状況を注視していく必要がある中で、国や県との連携を一層深め、一体となって市民や事業者への支援や感染防止対策を講じていきたいと考えております。市といたしましては、必要に応じて国への要望を行って

まいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 国の対策についての見解をお伺いしたのですが、ここまで行つてきたことを全て何か肯定されているというふうに受け取るわけすけども、現在第3波というものが言われている中で、ここまで今年の1月頃から第1波、それから第2波、第3波と来たわけですけども、現在行われている国の政策といたしましては、全てが対処法、後手後手に回っているということになるのではないでしょか。そういう点についての市長の見解、もう一度お伺いいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 難しい質問ではございますけども、コロナウイルス、我々人類が今初めて直面したウイルスでありますて、なかなかこれを想定していろんな形でやっていくというのも大変難しい面でもあるのではないかなと思います。いろんなことを鑑みて、第1波、第2波、今回第3波というところで国も苦慮しておられると思います。ただ、それが迅速に手が打てているのかどうかという点については、私からはちょっと述べさせていただくのはご遠慮したいと思います。ただご期待はしております、国に対して。そういう答弁にさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 確かに市長としての考え方というのはなかなか難しい問題があるかと思います。しかしながら、ここまで第3波が急激に広がったということについては、国としての施策に本当に誤りがなかったのかというのはやっぱり検証しなければならないというふうに思います。特に今政府が行っているG o T o キャンペーン、これがまだ継続されていくということで、地域的に止めるということを今幾つかの市で行われているということになるんですが、この野洲市では幸いと言ったら失礼なんですけれども、今24名、当初スタートしたとき1名、2名というスタートできました。それから感染者は他市に比べると若干少ない数字でありますけども、着実に増えてきたことは間違ひありません。その点の対処についても前回のここで議論になりましたように、小学校で感染者が出たときも非常に早い対応というのはされて、それ以後感染爆発的に出なかつたという点では、市としての対応もその点はうまいことといったということにはなりますけども、これから冬場を迎える中での先ほど前段で言いましたインフルエンザとの関係で、両方の感染出るとき

に非常に対応がこれから市としても難しくなるという点がございます。その点で、市が行うとしたときに、やっぱり国から、また県からの支援、こういったことがないと、なかなか市独自ではできないという点がこれからも出てくるかと思います。その点は十分先ほど市長答えてもらいましたように、県や国へ強い要望をお願いしたいというふうに思います。

それでは次、2点目に移らせていただきます。

滋賀県は、10月30日に季節性インフルエンザとの同時流行に備え、11月1日から診療やコロナの検査を受けられるように、県内で新たに402か所の指定医療機関を追加したと発表されましたが、この指定医療機関の野洲市での存在は何か所あるのでしょうか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 2点目の野洲市内のコロナの指定医療機関についてのご質問にお答えさせていただきます。

季節性インフルエンザ流行期に備えた野洲市内の診療検査医療機関につきましては、発熱患者等の診療を実施する医療機関が10か所、検査も含めて実施する医療機関は10か所、合計20か所となってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 20か所指定されたということですけども、この20か所については、当然この野洲市内にある開業医の方々にはそれは連絡が行っているということでしょうか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 市からというよりも、県から各医療機関には連絡が行ってございます。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 私が想像した以上に箇所、20か所というのは想定外なんですけど、もっと少ないというふうに解釈していたんですけども、20か所でしていただけるということであれば、市民の方々はちょっと安心を得られるんじゃないかと。ただ、ちょっと不思議なのは、これが一般市民の方には周知を今後されるのか、それとも市としては独自に行われないのか、そういう点ではいかがでしょう。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） この方針の中の 1 つなんですけども、公表はしないということで、公表しますといろんな混乱が生じますので、一応現時点では公表しないとなっておりますので、市としても公表は控えさせていただいております。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） もちろん公表しないということは分かっていますけども、この 20か所というの、この 20か所では行われていますよというようなことは通知なり、そういういったことはされませんか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） ただいま工藤議員のご質問ですけども、中へ突っ込んだ話になりますので、健康福祉部のほうから答弁させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（田中英子君） ただいまのご質問で、公表をどのようにということなんですけれども、医療機関のほうでこの情報はお持ちいただいております。なので、まず発熱等のご相談を主治医なりにご相談いただきましたら、しかるべき医療機関のほうにご案内させていただくというルートができるわけでありますので、ご安心いただきたいと思います。

以上です。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） ありがとうございます。ほかの質問とも関連するんですが、ここであえて聞いておきますけども、11月1日に出されます広報、広報が出されますけども、皆さん広報、当然中身もご存じだと思いますけども、この広報にコロナウイルスに関する記事なりお知らせ、全くこの11月号にはなかったんですけども、こういうコロナが今世界的に問題、日本で大きな問題になっているということなのに、今回何の知らせもなかったという点を聞きたいんですけども、こういった点は市長以外どなたか答えていただけますか。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） コロナ対策につきましては健康福祉部なり、学校関係でしたらそれぞれ教育部とか、それぞれの課で個別の部分については広報に載せたりとか自治会への回覧とかをしているところでございます。11月はたまたま載ってなかつたということですが、それまででも自治会回覧等とかをさせていただいておりますし、広報にも載せているときもあります。たまたまおっしゃっていた11月は載っていないなかつただけで、常

に皆様には、市民の方にはいろんな情報を周知させていただいているつもりでございます。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 「たまたま」という表現を今されましたけど、これだけ毎日コロナ問題がテレビや新聞で報道され、今この対処に各自治体も追われているところです。

野洲市はたまたま24名ということに対しての何か考え方には少し甘い点があるんじゃないかなと。いつ、この野洲市でも爆発的クラスター等が発生して患者が増えしていくということだって十分考えられるわけで、私はこのコロナ問題について、この11月号に載せられなかつたという点は大変遺憾に思います。自治会等に回覧等が回される、これは自治会として回される問題であって、野洲市としての見解なり注意勧告、そういうことがなされてないという点は私は改めてもらいたいというふうに思います。

次に、第3点の質問に入らせていただきます。

現在第3波の感染拡大、これは市長も先ほど述べておられます。今後どのような具体的対策というものを計画されているのかをお聞きいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 3点目の第3波の感染拡大に対して、どのような具体的対策を計画しているのかのご質問にお答えいたします。

第3波の感染拡大の対応といたしまして、これから寒い季節を迎えることで空気も乾燥してウイルスに罹患しやすくなることから、これまで行ってきた基本的な感染症対策、手洗い、マスク着用、3密の回避等を徹底するよう、市民の皆様に改めて周知してまいり所存でございます。なお、今後児童生徒等への感染拡大防止対策を一層強化するために、各小中学校に新たな関連備品を設置する予定をいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 後の質問も大変重なる点が多いんですが、その点ちょっとご了承願いたいんですけども、再質問といたしまして、1つは市民の皆さん命や健康を守るために、この野洲市にとっては唯一の公的医療機関である野洲市民病院では、スタッフの皆さんのが今まで頑張ってこられました。行政としては、やはりさらなる感染拡大、この24名を超えるような感染拡大というのが今後出てくるということに対する危機管理、この危機管理体制がどのように行われているのか、その点ちょっと重複するかもしれませんのが、お答えを願いたいと思います。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 今市全体の危機管理体制というご質問でよろしゅうございませんか。

当然、県のほうから毎日PCR検査の関係とかが入ってきまして、陽性か陰性かという情報が入ってきます。その中で、市といたしましては市の小中学校、幼稚園、保育園の方が入っているかどうか、または市の職員が入っているかどうか。基本的に陽性になった場合の対応は県の保健所が対応することになっております。それをサポートする形で、9月の全員協議会でもご説明させていただきましたとおり、そこへの薬の受け取りとか食料の支援とかの付属的なものは当然あるんですけども、メインは県の保健所の対応ということになりますと、情報からも一定うちのほうにくれる情報も制限されます。一方で、小学校、中学校、幼稚園、保育園、また市の職員の場合でしたら、市としましては当然管理する建物等の消毒等とか、そういう体制が必要になってきますので、その場合はそれに近い情報を得た場合は、直ちに関係部長また関係課長寄って体制を取って、もし陽性となつた場合については、それぞれの学校でしたらまた休校の日時とか、消毒とか、市役所内で現在発生しておりますけれども、もし市役所で発生した場合はそれに準じた取扱い、一応マニュアルもそれぞれ学校用と、あと人事課のほうで職員が罹患した場合のマニュアルも作成しておりますので、それに沿って対応させていただくと、そういう形になっております。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） ありがとうございます。確かに今おっしゃっていただいたことは、今まで我々議員としてもお聞きしております。ただ、第3波というのが非常にこれ高い数値で野洲市以外のところで今発生しているわけです。この第3波に備えるという点では、もう少し私は野洲市として具体的に中身の濃いものといいますか、ちょっと抽象的ですけども、この危機管理というものが我々議員も含めてそうですけど、市民の方に安心してもらうためのやっぱり公表、これだけのものをしっかりとやっていますよというアピールはぜひともしていただきたいと。それで、今まで、先ほど市長も答えられたと思いますけど、市民の方は手洗い、うがい、マスクというのはもう十分当初から行っているわけです。もう個人がやれる範囲というのも限度が来ています。これ以上市民の方がなかなかやることはありません。あとはやっぱり市としての対応、これを今後もやっぱり危機管理を中心として進めていただきたい。それでほかのところでの関係が出てきますので、

またこの関連、後でちょっと質問したいと思います。

それで、ここまで24名の感染者が出たということは、私ども誰が感染したというのは全く私どももちろん知りません。ただ、前の議会でも出ましたように、もし感染された方に対するプライバシーの保護、こういった方々を守っていくということについての対応策、これが前回も答えていただいたと思うんですけども、何せ抽象的な対応でしかなかったと思うんですけども、その後、危機管理を中心としてこの感染者を守っていく、プライバシーなり、その人の生活を守るという点では何か進展したというところはありませんか。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 前回ちょっと回答は私じゃなかったかもしれません、基本的には前回と同じで、当然私たちも24名の方のお名前は一部の方は学校関係者除いて存じておりません。私たちですらそれは分からぬ状態になっております。各学校等におきましてもそこは十分に配慮されて対応されているものと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） ありがとうございました。

次の質間に移ります。

次、4番と5番は合わせて、私、質問させていただきます。多分回答が同じような回答になるかと思いますので、合わせて回答願いたいと思います。

4点目といたしましては、「地域集中的なPCR検査」を新宿区歌舞伎町で実施をされたことで、陽性者数が減少したことが国の対策本部でその効果が認められています。野洲市でも今後急激な拡大が発生する前に検討する必要があるのではないかと思います。

5点目と合わせて言います。地域集中的なPCR検査とともに、「社会的検査」というものを行い、市民の皆さんの命を守る必要があると考えますが、この計画の検討というのは行われたかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 4点目と5点目を1度にご質問いただいたということで、それでお答えさせていただきます。

まず、4点目の地域集中的なPCR検査の検討についてのご質問にお答えさせていただきます。

東京都新宿区歌舞伎町での歓楽街における地域集中的なPCR検査についてですが、ク

クラスターが発生した周辺地域において大規模、地域集中的にPCR検査をすることで陽性者が減ったことが明らかになり、歓楽街などにおいてクラスターが発生した場合に、国が主導し、都道府県において地域集中的なPCR検査をすることとなっております。

現在の野洲市内には新宿の歓楽街のような不特定多数の人が極端に集中する地域がないことなどから、地域集中的なPCR検査を検討するには至っておりません。ただし、クラスターが発生し、その連鎖が特定の集団の外部に波及する兆候があるなど、大規模な感染拡大につながるおそれのある場合には、感染拡大の終息が見込まれるまでの間、県保健所において、広く関係者を対象とした一斉の検査を実施するなど、感染拡大防止に必要な検査が積極的に行われることとなっております。

次に、5点目の社会的検査の計画の検討についてのご質問にお答えいたします。

社会的検査の定義は明確にはございませんが、医療機関や高齢福祉施設等に対する定期的なPCR検査はこのことを意味するのであれば、社会的検査の実施についての検討はしておりました。しかし、無症状者への定期的な検査はその時点での判定結果にすぎず、たとえ陰性であっても、その後陽性にならないという証明にはなりません。そのため、陰性であったことへの過剰な安心感がかえって混乱や感染拡大を招くことが懸念され、実施については慎重にならざるを得ないと考えております。また、社会的検査を実施することで、本来あるべき有症状者への検査体制に影響が生じることも懸念されるところでございます。現状では感染者が発生した場合の感染拡大防止対策を優先させることとし、社会的検査を実施する予定はございません。なお、高齢福祉施設等は集団感染が起きるとリスクが甚大であることは認識しておりますので、滋賀県から各施設に発熱患者の増加の兆候に対する対応を指導し、施設内で陽性患者が発生した場合は、無症状者を含めて広く入所者や職員を対象として一斉の検査を実施するなど、感染拡大防止に必要な検査を積極的に行っております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（東郷克己君）　工藤議員。

○13番（工藤義明君）　今お答えになった中でも、先ほども出てきたんですが、今回回答いただいた中に無症状の方への計画というのがないというふうに今お答えいただいたわけですけども、クラスター等感染を広げないというのは、無症状の方も合わせて検査体制を取るということが感染拡大を広げないということになるということは、専門家の皆さんを中心に今までマスコミ等でも報告されているところです。市としての計画の中に、や

はりこういう無症状の方も含めて、早くこの陽性患者を発見するということに努めていた  
だくということで、計画は今後も続けていただきたいというふうに思います。

6点目の質問に移らせていただきます。

自治体で私が言葉で使っている万全な対策というのを行うのには、市独自でのやっぱり  
財政負担というのは非常に厳しいということは理解しています。よって、国への、また政  
府への強力な要望というのは必要です。市長は冒頭にも答えられたと思うんですが、他の  
市町との連携しての取組、こういう取組に対して新市長としての立場で先頭に立っていた  
だいて取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 6点目の、他の市町と連携しての取組についてご質問にお答え申  
し上げます。

議員ご指摘のとおり、必要に応じて他市町と連携し、国に対して財政支援等の要望を積  
極的に行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 今、国の施策といたしまして予備費が10兆円当初積まれまし  
た。しかし、今までコロナ対策に使われたのは3兆円余りということで、7兆円余りの  
ほうがまだ予備費としてコロナウイルス対策に残っているわけです。こういった予備費を  
十分使ってコロナウイルスを完全に封鎖するというような方向に持っていく、そういった  
ために市長も動いていただきたいということを添えておきます。

最後にこの問題で質問いたします。

現在の野洲市民病院で発熱外来受付に加えまして、抗原検査対応が行われています。こ  
の抗原検査対応というものが私どもあまり知りませんでした。市民の方ももちろん知っ  
ておられない。これについての運用体系をこの議会で説明をしていただき、合わせて市  
民にも広く公表していただきたいと思いますが、この点でお伺いいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 市立病院では、現在平日の午後に予約制で発熱外来を行っており、  
合わせて火曜日、水曜日の午後にドライブスルー型で新型コロナウイルスの抗原検査を実  
施しております。いずれも病院内での感染防止対策を図るため、院外の駐車場に仮設のプ  
レハブを2つ設置して実施しており、発熱外来またはドライブスルー型抗原検査にお越し

になる患者さんと一般の患者さんが安心して病院を利用いただけるよう、それぞれの動線をしっかりと切り分けた上で運用しているところでございます。

ドライブスルー型抗原検査の対象者は、原則野洲市または守山市内の診療所から紹介を受けた患者さんです。抗原検査を原則としていますが、診療所の医師から P C R 検査の依頼があった場合には、当院で対応できるよう準備を整えております。

検査運用の流れは、まず診療所から当院宛てにドライブスルー検査の依頼をいただき、午後 1 時から 3 時までの枠で予約をお取りしています。患者さんが到着されましたら、ご自分の車で待機していただき、問診を行った上で、検体を鼻から採取し、検査を実施します。抗原検査の場合は 20 分程度で結果が出ますので、検査をご本人にお伝えするとともに、紹介先の診療所へ情報提供しています。P C R 検査の場合は結果判明が翌日以降となるため、当日は帰宅していただき、検査結果が出るまでは自宅待機を促しております。なお、検査の結果新型コロナウイルス感染症の陽性が出た場合は、速やかに患者さんの居住地を管轄する保健所に連絡し、指示を仰ぐこととなります。以上が検査の流れとなっております。

当院といたしましては、市民の皆様に発熱の症状などがある場合には、来院前にまずお電話で診察予約をしていただきたいと思います。その上で、適切に診療、検査等の対応を図り、市民の皆様の安心につなげていきたいと考えております。

公表につきましては、市民の皆様への公表はしてございませんが、医師会への公表をしているということで、医師会と連携させていただいているということでございます。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 流れについて今説明をいただきました。この点で幾つかの実績、数値をお伺いいたします。ここまで発熱外来の受付の実数というのを実績を伺いたいんですが、お願いします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 実績でございますけども、ドライブスルー検査、10月1日から11月26日で6件、抗原が3件、P C R 3件、うち陽性者はございませんでした。発熱外来は11月2日から11月26日のデータですけども31件、抗原31件、うち陽性者が1人という結果が出ております。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 抗原検査結果で1人の陽性がそこで判明したということ、これは日付もう一度お願いしたいんですが、いつからいつまででしたか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木進君） 11月2日から11月26日でございます。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） この点、最後にもう一度お伺いします。この抗原検査やっていただくということは非常に私はこの野洲にとっては一つの大きな一歩じゃないかと思います。それで、野洲市ではこういう発熱外来に加えて抗原検査をやっていますということを何も隠すことはないんですから、こういったことをやっぱり市民の皆さんにお伝えをして安心をしていただか必要だと思います。この点では堂々と公表してもらいたいと思いますが、いかがなんでしょうか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木進君） 先ほども申し上げましたけれども、市民一人ひとりに周知をさせていただかよりも、医師会のほうに連携しておりますので、市民一人ひとりの発熱があるとか、調子が悪いのはかかりつけのお医者さんに行っていただいているわけですから、そこからこの抗原検査なしPCR検査を受けるという指示になってくると思いますので、医師会との連携で現在はしております。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 何も抗原検査をやっているということが悪いんじゃなくて、いいことなんだということの中で質問をさせてもらっているんですから、医師会だけにこれを知らせていく、医師会と患者さんだけということじゃなくて、広い市民、5万人の市民の方にこういうことをやっているんだ、少しは安心してくださいねという体制を発表してもらいたいということを私質問しているので、特に回答は要りませんけども、次の先ほどの議会報告じゃないけど、広報でも私は知らせていただきたいというふうに思います。

次に、第2点の質間に移らせていただきます。都市計画税の中止についてということで、私質問させていただきます。

令和3年4月からの都市計画税導入について、市長は選挙公約、さらには所信表明におきましても、導入される予定の都市計画税は当分の間延期をすると約束されています。

日本共産党として、去る令和元年第3回定例議会におきまして、都市計画税条例案には

つきりと反対する旨の討論を行ってきました。当時の主張と重なる点もありますが、基本的考え方をまず述べておきたいと思います。市民の暮らしが大変なときに、特定の市街化区域の市民に新税を課すというこの不公平な税制というものであり、また所得に関係なく、低所得者や年金のみの生活者らからも一律的な方式で税を徴収するものであります。また、市街化区域に住んでいる市民は、既に調整区域よりも高い固定資産税を支払っているわけですから、まさに税の二重取りで、この税制度の矛盾です。この税制度は、目的税として提案されたものですが、導入により医療費無料化や子育て支援、高齢者支援、特別支援教育などが充実できると説明が行われてきましたが、都市基盤整備事業とともに市民全体の受益に係るもので、これを特定市民に負担させるなど到底許されるものではありません。導入提案から議会議決までのプロセスにも大きな問題点があったことも指摘しておかなければなりません。提案されてから、多くの市民から理解を得ることも周知も不足し、あまりにも拙速過ぎるとして再考を求める請願が出されました。それに対しても不十分な検討でそのまま導入決定されています。市長の導入予定を当面延期する考えは一步前進として高く評価するのですが、所信表明で述べられた安定した市民生活を守るとするならば、この都市計画税は廃止するべきとして、以下質問をいたします。

1つ、令和3年4月から導入予定されていましたが、決定されるまでのプロセスについて、新市長としての見解を伺いたいと思います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 工藤議員の1点目の導入決定のプロセスについての見解についてのご質問にお答えいたします。

都市計画税の導入に当たっては、市民懇談会をはじめ、様々な機会を通じて議論を尽くされ、最終的には市議会での慎重な審議を経て導入を決定されたものと認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） そうしますと、市長としてはこの都市計画税というものの導入に対しては賛成の立場なのかそうでないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 都市計画税については、悪法とかそうであるかとかいう問題よりも、制度としてあるわけですから、野洲市においてその制度決定をされたというふうに踏まえております。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 都市計画税、これが法的に違反しているというわけではありません。しかしながら、この都市計画税そのものが設置を各市町に強制されているものでないということは十分お分かりだと思います。よって、この都市計画税についての今の市長の考え方でいきますと、当面というのは令和3年度だけというふうに解釈しているわけですけども、これだけではなく、将来的にも市民の人たちの生活を考えたときに、予算の問題はございます。今日の質問の中にも答弁されたそのような内容もありますけども、将来的にはこの都市計画税、例えば令和4年後とかいうところでもさらに延期をするとか中止をするという考え方、こういった考え方をお持ちでありますでしょうか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 今のところは、まず令和3年度は延期させていただくという思いでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） もう1つこれで聞きたい点は、先ほども言いましたように今回の税制というのは市街化区域と調整区域、この2つで払う、払わないでいいというふうに分かれているわけです。これについては、私どもは不公平税制というふうに受け取っております。この点について市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 不公平税制と言われれば、考え方によってはいろんな考え方があるとは思うんですけども、一応市街化区域は資産価値がございます。その資産価値に似合うものだというふうに私は理解しておりますので、一言で不公平かということはちょっと計り切れない部分があると思います。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 市長は任務に就かれてまだ1か月ほどです。ですから、ここまで決定されたことについてそう追及するということは今のところ遠慮したいかと思うんですけども、私は市長が市民の方々に寄り添った政治を行うという方針を持っておられる、こういったことからいけば、他の市町でこの都市計画税が導入されているから野洲市は損

をしてという横並びの方式というふうな形を政治に持ち込まないでいただきたいと。野洲市でここまで都市計画税をしてこなかつても、別に生活に大きく影響したわけではございません。今日の冒頭での質疑の中にもありました。その中では、都市計画税を導入することによって道路や河川等の修復ができ、これをやめれば福祉等にも影響するというようになりました。これらと物事を一緒に考えると、話は大変複雑になってきます。福祉は福祉の立場でやっぱり予算をどう使うかということを考えていくべきだと思います。ぜひこの都市計画税の問題については1年延期でないという形で、今後検討をさらに加えていただきたいというふうに思います。

それで、2点目の質問に入ります。

都市計画税について、当分の間延期とした根拠、この点についてお伺いします。大変申し訳ありませんが、今朝の回答の中でも述べられたかと思いますけども、あえてちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木進君） 2点目の都市計画税について、当分の間延期とした根拠についてのご質問にお答えいたします。

都市計画税は都市基盤整備に必要な財源であることは認識いたしております。一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大により、市民生活や事業運営に影響があった場合には、その重大さを見極めた上で判断する必要があると考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 議会のほうでは既に決着がついて、令和3年の4月からの導入というのが決定しております。今回の市長の条例提案というのは、この議会で今後議論をしていくことになりますけども、条例が通るというのは非常に難しい現状にあるということを言わざるを得ません。

そこでお伺いしますけども、条例が議会のほうで議決されないとことになった場合の市長の考え方をお聞きしておきたいと思います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木進君） 今のところ、条例を通していただけないということをあまり考えておりませんので、条例が通らなかったら、そのまま現実問題、2月に例え上程させていただいても、4月、令和3年4月から実施を延期することはちょっと無理になる

のと違うかなというふうに判断しております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） この問題重複するので、ここで打ち切りたいと思います。

若干ちょっと時間がなくなってきたので、3番目の質問に入ります。

コロナ禍で市民生活は大変です。コロナ禍と都市計画税導入についての関連性というのをどのように考えておられるのか、短くお答えを願いたいと思います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 3点目のコロナ禍と都市計画税導入延期の関連性についてのご質問にお答えいたします。

都市計画税については、都市基盤整備に必要な財源として導入しようとするものであり、現在のコロナ禍の状況とは直接関連しているものではございません。一方で、先ほどご質問でも答弁いたしましたが、新型コロナウイルス感染症が市民生活に与える影響の重大さを見極める必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） この件で、ちょっと資料をもとに再質問をさせていただきますけども、野洲市内でも高齢化が進んでおります。そのために、現在年金のみで生活しておられる方がこの野洲市でもたくさんおられます。都市計画税はそういった方々も含めて、一律的に市街化区域に住んでおられる方は払わなければならない都市計画税となっています。

そこで、お聞きしますけども、ここに今資料を出させていただきました。これは京都新聞のほうに掲載された記事ですが、滋賀県下で発表されました2021年度の基準住宅地の評価額、これが発表されまして、野洲市は県下で2番目に高い評価（変動率）となって、9.9%の上昇というのが記事に掲載されました。この部分、野洲市が載っている部分を拡大したものがこれです。草津が1番で、野洲市が2番目ということで、固定資産の評価（変動率）が9.9%上がるということがありました。これから来年の3月に向けて、この固定資産税を市でこれからどうしていくのかというのが検討されるということになつていくわけですけども、この固定資産税というのがこのままで上がっていく、その上がっていく中に、さらに今の計画では令和3年度からの都市計画税も上がると、これが二

重にまた重なる危険性があるわけですけども、この点、この都市計画税との関連をお聞きしたいんですけども、どなたかお答え願えますでしょうか。

○議長（東郷克己君） 総務部長。

○総務部長（市木不二男君） それでは、工藤議員の評価額の上昇に対して負担が重なつて生じることに対して、どう考えているかということについてお答えいたします。

固定資産税の評価額につきましては、3年に1回の見直しがなされるわけでございまして、基準地価をもとにそれぞれの地域に応じた基準点をもとに、それぞれの地域に応じてまた評価額を算定していくわけになるわけなんですけども、それはそういった基準の地価との距離とか、いろんな条件によってまた評価額が算定されますので、一律にそれだけ上がるというものではありません。また、3年おきに見直しされるということについては、負担額が一気に上がらないような調整措置が設けられておりますので、それについては、3年間かけて調整が行われるということでございます。

また、年金生活者に関して都市計画税もし仮に課税したらということになりますと、負担が増えるのではないかということでございますけども、負担が増えて生活に困窮されるようであれば、改めて納税相談、あるいは市民生活相談で相談を受けた中で減免であったり猶予であったりという形のご相談を受けることは可能かと考えておりますので、そういう形でまた対応させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） ここに示した表でいきますと9.9%の上昇なんです。それで、この9.9%に沿って、市町でこれから固定資産税を決定していくというプロセスになる。そのプロセスの中で、市としては固定資産税、上がる方向なのか下がる方向なのか、今聞いておかなければ次の議会ではもう決定されたものが発表されてくるということになるので、その点お聞きしたいんですが、いかがでしょう。

○議長（東郷克己君） 総務部長。

○総務部長（市木不二男君） 基本的に基準地の地価をもとに公表されていますので、それをもとに各地域に応じた距離であるとか、接道要件であるとか、いろんな算定の仕組みがございますので、それに基づいて算定されていく形になると思います。その結果がどうなるか算定していった中で全体として決定されていくと思いますので、今この場でどういった形になるかということのお答えは控えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

それと、あくまでも来年度の課税は1月1日現在の所有者に対して課税が決定されていきますので、現時点ではお答えするのは差し控えたいと思います。

以上でございます。

○議長（東郷克己君）　工藤議員。

○13番（工藤義明君）　私はここであえてこのことを取り上げたのは、今都市計画税が何回も言いますように令和3年4月から徴収されるということになっていくわけですから、そこにこの固定資産税の評価まで上がってくるということになると、これは二重三重で市街化区域に住んでいる方は負担していかなければならない非常に大きな問題を抱えているわけで、そのことがありましたから、このことについてお聞きしているわけで、来年の1月1日を起点にして考えること、このことで今逃げられようとしていますけども、現実に3月まで決定していくわけですから、次の議会で私がたとえ質問したって、こういうふうに決まりましたということを報告されるだけですからね。この固定資産税が上がるやもしれないということは、私は皆さんも知っていただきたいし、ここにおられる議員さんや傍聴の方もぜひこのことは知っておいていただきたい。税金がこうやって重なっていくということをあえて皆さんに知っていただきたいということで質問させていただきました。

なお、ちょっと申し訳ありません。時間がなくて、私、4点目、5点目の質問がありますけども、この点については、時間の関係上ちょっと質問取り下げさせていただきます。

以上です。

○議長（東郷克己君）　次に、通告第3号、第16番、北村五十鈴議員。

○16番（北村五十鈴君）　第16番、北村五十鈴です。本日の一般質問は、大きく2つ一問一答にお願いいたします。

1つ目は、妓王井川雨水幹線整備について、進捗状況と今後の対策を伺います。

一級河川妓王井川は河川断面が小さく、流下能力が特に低くなっている野洲駅前付近において、平成25年、台風18号で付近が浸水するという被害が出ました。その後、市に対し熱心な要望のおかげで、河川管理者の滋賀県において一級河川範囲においては順次低水路工事が進められています。

一方で、今回質問したい上流部においてですが、市における分水対策として、JR笠作踏切下付近雨水管路を増設する整備計画が進められてきました。

まずは平成30年6月から7月にかけて、現地で測量業務及びボーリング調査を行うというお知らせが平成30年5月地元自治会及び議会にもありました。しかし、その後2年以上が経過していますが、調査結果の報告も今後の整備計画も公表されてはいません。そこで、調査業務の報告も含めて、現状及び今後の整備計画を都市建設部長に伺います。

1、先の調査業務及びボーリング調査は、お知らせ通り行われたのでしょうか。

○議長（東郷克己君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 北村議員の妓王井川雨水幹線整備についてのご質問の1点目、調査業務及びボーリング調査はお知らせ通り行われたのかとのご質問にお答えをいたします。

旧笠作踏切付近の調査業務及びボーリング調査は、JR笠作踏切下付近雨水管路概略設計業務委託の一環として、JR琵琶湖線を横断する横断管の工法等を検討するため、水路整備に必要な土質調査及び軌道と道路の形状や寸法、高さ等を測量したものですございます。

調査の実施に先立ち、地元自治会への通知及び回覧のご依頼を平成30年5月31日に行なった上で、予定どおりボーリング調査を実施しております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 2番目です。調査が行われた期間、受託者を伺います。

○議長（東郷克己君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 2点目の調査が行われた期間、受託者についてのご質問にお答えをいたします。

概略設計の受託者はジェイアール西日本コンサルタンツ株式会社でございます。その委託期間は、平成30年5月9日から平成31年3月29日でございます。本業務の一部でございますボーリング調査と測量調査は、平成30年6月25日から同月の28日にかけて実施をしておりまして、お知らせさせていただきましたとおり行っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 3番目の部分も先に答えていただいたようなのですけれども、実際行われた調査はお知らせどおりの調査と同じというか、行われた調査はどんな調査だったのか、もう今答えていただきましたよね。どうぞ、お願いします。

○議長（東郷克己君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 3点目の実際どんな調査が行われたのかというご質問でございます。

具体的な内容といたしましては、JR横断管を敷設する工法の検討に必要な土質試験や、仮設構造物の支持層等を把握することを目的に、旧JR笠作踏切付近におきまして、掘進延長15メートルのボーリング調査を2か所において実施をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 今説明いただいたJR踏切下以外なんですけれども、丸万さんからJR踏切の手前までの調査も行われたと聞いているんですけれども、調査というよりもその管の埋設配管等がたくさんあるんだという話も聞いていたんですけども、その取り合いは問題なかったのでしょうか。

○議長（東郷克己君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） ただいま申し上げましたボーリング調査につきましては、旧笠作踏切付近の2か所において行ったものでございまして、今ご質問いただきました行畠の丸万さんの近くからこの旧笠作踏切までの間につきましては、別の調査業務として発注をしているところでございます。埋設管等いろんなものにつきましての調査をさせていただいております。これにつきまして、今後どういった形で管のほうを通していくのかというのを、さらにまた詳細な設計業務をさせていただく予定をしております。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 次、4番行きます。この調査にかかった経費を財源も含めてお聞きします。

○議長（東郷克己君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 4番目のかかった経費と財源についてのご質問でございます。本業務の契約金額につきましては1,776万6,000円でございます。このうち、土質調査のボーリング試験にかかった費用につきましては約540万円となります。雨水幹線整備の財源につきましては、実施設計及び管渠工事につきましては国の補助金を活用することができますが、本業務は概略設計業務であることから、残念ながら補助対象外の業務となっておりますので、財源につきましては一般財源で行っているところでござ

います。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 5番行きます。調査結果報告が地元住民、議会にもいまだなかつたのはどうしてなのか伺います。

○議長（東郷克己君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 5点目の調査結果の報告が地元、議会にもまだないのはどうしてかとのご質問にお答えをさせていただきます。

概略設計業務におきましては、ボーリング調査、測量調査を行い、その結果を受けまして、受注者から複数の施工方法を提案されております。それを受けまして、JR西日本と協議を行っておりまして、施工位置、また施工方法などの方針が決まりましたらご報告を申し上げるよう考えているところでございます。現在も具体的な施工方針の検討を行っているところでございまして、方針が決まりましたらご報告をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 6番行きます。今の調査の結果、計画していた施工方法は可能だと判断されたのですか。

○議長（東郷克己君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） では6点目の調査の結果、計画した施工は可能だと判断されたのかとのご質問にお答えをさせていただきます。

現在、調査結果によりまして本業務の受注者から提案されました複数の施工方法ごとに経済性、それから施工性、またJRの軌道への影響等を考慮した最善の工法を検討しているところでございますが、様々な課題というのもございますので、視野を広げて、他の選択肢も含めて検討しているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 7番です。今行われた調査の次に、当初はどんな工程を計画されていたのでしょうか。

○議長（東郷克己君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） それでは7点目のご質問でございますが、JR横断管の

施工に当たりましては、最重要課題といたしまして、JR東海道本線への軌道に影響を及ぼすことがないような工法、これを選択し、慎重に作業を行う必要がございます。このことから、本業務で提案されました工法につきまして、施工による軌道へのリスク、そしてリスク回避の対策等も含めて、具体的な施工方法についてJR西日本と協議を行っているところでございまして、まだ施工方法が確定したわけではないという状況でございます。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 8番です。内部で検討されているということなんですかけれども、進捗がない理由として工事費が課題であると聞いていますけれども、概算で予定計画予算、計画されていた予算と出てきた予測実行予算の差があるから厳しいのかなと聞いているんですけども、いかがでしょうか。

○議長（東郷克己君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） それでは8点目の予定計画予算と実行予算、予算の関係についてのご質問につきましてお答えをさせていただきます。

JRの施工に当たりましては、自然流下による横断を前提に検討しているところでございますが、横断位置にもよりますが、軌道から管渠までの土被りによりまして高額なJR対策費が必要となるというケースがございます。また、夏場を除く期間の施工や、終電から始発までの限られた時間内での施工など、こうした条件のもと、施工方法によりまして工事期間が数年間かかるという場合もございます。このことから、JRの横断につきましては、工事費だけでなく、工事の期間についてもあわせて検討しているところでございまして、なるべく短期間で施工ができ、JR対策費が安価となる方法を検討しているところでございます。したがいまして、現在まだ、先ほども申し上げましたように具体的な施工方法が確立しておりませんので、工事費の算出というところまでには至っていないというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 9番です。これまでの計画から調査が終わって、課題が出てきたというところなんですかけれども、難しいなあと判断されたのなら、何か代案は考えておられたのでしょうか。

○議長（東郷克己君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 9点目のご質問でございますが、代案はあるのかという

ことでございます。

先ほど申し上げましたとおり、JR琵琶湖線の横断につきましてはJRの軌道に影響を与えない施工の方法の検討や施工期間の長期化など、調査を行った段階で様々な課題がございますので、少し視野を広げて、他の選択肢も含めて検討しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 10番です。ここからはあくまでも私たち会派の代案になるんですけども、私たちも悩み、考えてみました。現地にも足を何度も運びました。そこで提案なんですけども、当初計画の笠作踏切バイパス水路分水計画ではなくて、笠作踏切手前で野洲川に向かってJR沿いを約300メートル戻り、三宅漁付近から友川に分水する施工方法を提案したいのですけども、考えられないか、見解を伺います。

○議長（東郷克己君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） ご提案いただきましてありがとうございます。ただいまご提案いただきましたルートでございますが、実は市のほうでも先ほどから視野を広げてというふうに申し上げておりますが、まさに今ご提案をいただきましたルートについて、実は検討をしているところでございます。今年の9月に自然流下で可能かどうか、また、測量等そういうところの調査を行いまして、現在施工の可能性や手法について検討を行っているところでございます。ちょうど先月の全員協議会で、県が先ほど冒頭おっしゃつていただきました駿前での一級河川妓王井川についての工事を行っていただくということでご報告を申し上げた際に、北村議員のほうから上流部の市の雨水幹線の事業どうなっているんやというふうなご質問を頂戴しまして、12月の全員協議会で報告させていただく予定でございますということでお答えをさせていただきましたが、そのとおり今月の全員協議会でご報告できるように、ただいま資料作成等取りかかっているところでございますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） このJR沿線には、もう調べていただいていると思うんですけども、現在用排水路がもうありますし、今回の提案の分水路とは逆の勾配になっていると思います。ですので、真逆の勾配になりますが、距離が短いこと、また妓王井川と友川のそこの高低差を出してみないと分かりませんけれども、現場を歩いてみますと、住宅が途切れて、畑になると大分G.Lは下がっているようにも感じました。何よりJRとの工

事折衝もありませんし、市独自の工事で行えます。また、工事施工 자체もそんなに難儀でないよう推測しますので、調査だけでも必ずしていただけますようお願いしたいんすけれども。

○議長（東郷克己君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） ありがとうございます。おっしゃっていただきますように、JRを横断する部分がかなり今おっしゃっていただきましたルートでいきますと必要なくなってしまいます。現在の友川のほうに上流で落としますので、その部分がなくなってくるので、経費としてはかなり抑えられるのではないかというふうに思っているところでございます。ただ、おっしゃっていただくようにその勾配の関係とかもございますので、最終的には友川に自然流下のまま落とすというのはちょっと難しいのかなというふうには思っておりますので、場合によりましてはそこにポンプ等の設置も必要になってくるかというふうに思いますが、現在このルート案につきまして検討を続けていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 駅前住民の方にとって、一番の懸念材料でありましたこの治水対策です。妓王井川整備はもう駅前の住民には本当に頭の痛いところだったと思います。もう随分時間も経過していますし、市としても市としての工事の部分は平成35年、令和5年完了と一度説明されていました。その後、この2年間、調査以後メッセージがないと住民は不安になりますし、市に対して信頼関係も懸念されます。どんな状況、どんな結果であっても、状況が変わった折々にたとえよくない報告であっても、真実を市民にしっかり報告していただく、そして、心配事等を対話していただくという必要があると思うんですけども、今後のことも含めて、最後に市の方向性を伺います。

○議長（東郷克己君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） それでは、市の方向性を問うということでご質問を頂戴いたしました。

本市といたしましては、経済性や施工性、また工事期間等を総合的に考えて、最善の工法を検討していきたいというふうに考えておりますので、そうした方向で事業を進めてまいりたいと思います。また、おっしゃるように、できるだけ適切な時期に情報が開示できるように進めていきたいと思います。特に野洲駅南口付近の浸水被害、25年のああいった被害を再び招かないよう、今滋賀県におきましても一級河川妓王井川の改修工事にかかる

っていただいているところでございます。市といたしましても、この雨水幹線事業が少しでも早く完了できるように、そのことによりまして駅前南口付近の妓王井川の負担の軽減が図れるように取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 質問途中でございますが、換気等も必要ですので、ここで暫時休憩をさせていただきたいと思います。換気のため暫時休憩いたします。再開を午後2時35分といたします。

（午後2時18分 休憩）

（午後2時35分 再開）

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

北村議員、続けて質問をお願いします。

○16番（北村五十鈴君） それでは次に2点目お願いします。歴史民俗博物館の施設整備について、空調整備と館の方向性を伺います。

1988年11月1日開館の野洲市歴史民俗博物館、通称銅鐸博物館ですが、建物は築33年目に入り、施設の老朽化はここ10年特に進んだように思います。そこで、今回は特にハード部分の施設整備と、その施設整備に今後大きく関係してくる館の方向性を教育長に順を追って伺います。

1、当館が生まれた経緯、目的、役割を伺います。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 北村五十鈴議員のご質問の第2問目、歴史民俗博物館の施設整備についてのうち、1点目の博物館の設立経緯、目的、役割についてお答えいたします。

野洲市歴史民俗博物館は、1988年、昭和63年に野洲町立歴史民俗資料館として開館し、現在に至っています。当館では、野洲の貴重な文化財、歴史資料や民俗資料を収蔵保存し、それらを調査研究して、広く皆さんに歴史や文化を伝えることを目的としています。また、展示活動等を通して、地域の魅力ある歴史資料を学ぶ生涯学習の場としての役割も担っております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 2番目です。施設の概要を、特に分かる範囲で結構ですので、当初の設計のコンセプトを含んでお聞きします。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 2点目の施設の概要と当初の設計コンセプトについてお答えいたします。

博物館は、銅鐸の専門館として、それからもう1つは地域の歴史民俗博物館としての2つの性格を併せ持つことを基本として、銅鐸が出ましたところにほど近い場所に開館しております。そして、大岩山から出土した24個の銅鐸は国内有数の出土数を誇り、日本最大のものも含まれています。このことから、銅鐸のまち野洲を合い言葉にまちづくりを進めてきております。

この博物館の展示室は3つあります。まず常設展示室1と2では、銅鐸についての展示を、また3つ目の企画展示室では野洲の歴史と民俗をテーマに展示を行っています。また、博物館の外には弥生時代の村を再現した弥生の森歴史公園を併設しております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 3番です。ご利用状況ですが、過去10年間の入館者の推移、分かれば市内、市外も含めてお願ひします。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 3点目の、過去10年間の入館者の推移についてお答えをいたします。

平成22年度からの年間入館者数はおよそ1万人から1万4,000人の間で推移しています。ただ、野洲で発見されました日本最大の銅鐸の里帰り展を開催しました平成25年度は2万1,000人を超える入館者がありました。また、現在入館料は野洲市民は無料、市外に住んでおられる方は有料です。ただ、障害者手帳を持たれている方なども無料ですので、無料対象者が全て野洲市民であるかどうかは確認をできません。しかし、おおむね市内、市外の割合は半数ずつで推移していると捉えております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 年間約1万4,000人ということなんですかね、この10年間に、何というんですかね、ずっと同じ1万4,000人近かったのか、もともとは2万ぐらいだったのがだんだん減って1万4,000なのか、それよりも増えていて1万4,000なのか、そこらは分かりますでしょうか。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） ずっとの推移ということではなくて、年度ごとに凸凹がござりますので、一貫して減っているとか一貫して増えているということではございません。

以上です。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 次は4番、経費についてですが、平均の年間の歳入歳出、差引きの数字を伺います。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 平成27年度から令和元年度までの5年間の歳入の平均はおよそ270万円で、歳出の平均はおよそ1,700万円です。ですので、差引きの平均はおよそマイナス1,430万円となります。

以上です。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 5番目です。次に企画展示について、決定のプロセス、準備期間、展示物の集積方法をお聞きします。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 企画展示のプロセス、準備、資料の集積方法についてお答えをいたします。

近年の企画展示は、基本的に毎年気候が安定しています10月から11月頃の秋に開催しております。その内容は、博物館の学芸員が企画し、野洲の歴史や文化を紹介するテーマを選んでいます。そして、企画案がまとまった後は博物館協議会に諮問し、ご意見をいただいているところでございます。また、来場者アンケートなどにより展示の改善も順次行っております。

次に、準備につきましては、展覧会開催予定の前年、前の年に出品予定資料の所蔵先との出陳交渉などを進めています。また、展示物の収集は学芸員単独あるいは文化財の運搬展示などを担う専門業者とともに学芸員が集中しているという状況でございます。

以上です。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 私もこの企画展示は毎回楽しみにしておりまして、今お聞きますと、プロセスは学芸員がまず最初考えていただくというお話をうたったと思うんですけど

れども、このプロセスの中、今回どんなことをしようかな、次はどんなことをしようかなというときに、一般市民のお願いとか意見とか、そういうことは採用されるんでしょうか。採用される場とか、またそういう聞く場所もあるんでしょうか。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 博物館協議会に諮詢しておりますので、市民代表の方もおられますので、そこでもう1年先になるんですが、こういう展示はどうかというふうなご意見を伺ったり、またアンケートにもご希望があれば書いていただくというふうにしておりますので、そういうところからもご意見を集めたりはできると思います。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 今お聞きしましたこの審議会、年に1回開かれているとお聞きしました。恥ずかしい話、私は今回のこの一般質問の事前調査でこの審議会の存在及びメンバーが10名おられたこと、またメンバーの内訳を知りました。多くの方が有識者で、職員であり、友の会以外の一般市民の参画はなかったとお聞きしましたが、今までから人選はどのように行われていたのでしょうか。

○議長（東郷克己君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 人選についてお答えいたします。

銅鐸博物館は、銅鐸専門博物館の側面がございますので、奈良国立文化財研究所のほうに1人を招聘させていただいておりますし、滋賀県の歴史ということで、滋賀県OBの方になるんですけども、その方にお願いしております。また、文献史学というものでは特に近世の文書が野洲は非常に多くございますので、近世の大学教授、京都女子大学の文学部の教授をお願いしております。それと、市内在住に日本民俗学の権威がおられますので、その方に民俗学の専門知識をご推奨いただいておるということです。それと美術工芸、市内には美術工芸品、仏像等がたくさんございますので、これも美術工芸の専門家で同志社大学の文学部の教授をお願いしておるということで、それと、あと野洲市内の文化財所有者ということで、文化財保護審議委員をやっておられる方1名、これは市民でございます。それと博物館友の会の代表、これは市民ということで、あと小中学校の校長1名、それと地元の野洲高校からおいでをいただいている状況でございます。

以上です。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） その人選の中身、どんな方がかというのは私も教えていただい

て分かったんですけれども、今お聞きしたいのは、その人選は誰がされているのか。

○議長（東郷克己君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 博物館のほうでお願いをしております。他の委員と全く同じプロセスを踏んでおります。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） すみません、もう一度お聞きします。その人選は誰が決めておられるのでしょうか。

○議長（東郷克己君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 博物館の学芸員が特に考古学、古代史、そういう専門知識が必要になりますので、そういう方と、あと先ほど申しましたように市民代表を博物館のほうで選任をし、教育委員会で承認をしておるということでございます。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） すみません、今のところなんですけれども、何度もお聞きしますけれども、人選は内部でという言い方はちょっとどう言っていいのか、ちょっとすみません、間違いかもしれませんけれども、そういう形で過去に行われてきた。すごく大事な審議会だと思うんですけども、人選はそうであったというふうに受け取ってよろしいですか。

○議長（東郷克己君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 図書館にも図書館協議会というのがございますけども、他の委員会と同じように、まずこちらで人選をし、お願いをするという全くほかのプロセスと同じ状態でございます。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 農業委員とかいろいろ委員があって、議会に回ってくるもの、回ってこないもの、いろいろあると思うんですけども、銅鐸博物館に関しては、今まで私も初めて知ったというところが正直なところとして、すごく大事な審議会だと思うんですけども、この審議会は誰でも傍聴できるものなのか、またその審議結果は隨時公開されているのでしょうか。

○議長（東郷克己君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 傍聴は可能ですが、審議結果の公表はできておりませんので、今後公表するように改めさせていただきたいと思います。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） ぜひ中身を教えていただきたいので、よろしくお願ひします。

次、6番行きます。館は築32年、施設内部の現状を伺います。経年劣化による不具合、今把握されている修理が必要な箇所を教えてください。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 経年劣化による不具合修理箇所についてお答えをいたします。

今議員お話しのように、博物館は開館から32年が経過しております。そこで、施設の長寿命化を進めるために、建物はもとより空調設備をはじめとする機器の更新が必要と考えています。近年では、平成30年度に研修室の移動席、動く座席ですが、動かなくなるという不具合がございました。また、弥生の森歴史公園の復元住居と倉庫も経年劣化していますので、屋根の葺き替え等が必要でございます。

なお、修理箇所につきましては、例えば消防設備とか電気設備など、その都度対応しています。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 今の中には空調設備についてはなかったんですけども、空調設備は問題ないのでしょうか。

○議長（東郷克己君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 現在の時点では空調は正常に動いております、修理等をやつて。ただ、ご懸念のように33年たっておりますので、交換時期が近づいていると認識しております。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 過去何度も空調設備についてお伺いしました。そのときに問題がないのなら問題はないんですよという答弁があったと思うんですけども、そんな答弁は一度もなく、やはり順番を決めて直していくみたいというふうな答弁があったということは、空調設備にも問題がそろそろ出てきたな、空調設備も手をつけないといけないなと把握しておられたということも聞いていて分かっていました。私も議員になった7年前から予算要望、空調設備について予算要望が出ていたと記憶しています。その後、私も何度も要望し続けました。そして、やっと去年、一体幾らかかるのかということをお聞きしましたら、提示がありまして、約1億だという具体的な数字が出てきました。そこで、この

1億の内訳を伺います。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 空調設備に関する想定費用についてお答えをいたします。博物館本体が約8,000万円、それから特別収蔵庫に約600万円、それから弥生の森体験工房が前にございますが、そこに約200万円の改修費用を想定しています。そして、そこに実施設計委託費用と工事監理費用を加えて、総額約1億円というふうに見ております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 推測ですけれども、今教えていただいた見積りの内訳なんですが、この見積りを提案された業者さんは、現状を元どおり直したらというのがベースであったと思うんですけれども、反面少し違うアプローチで、予算削減版みたいな提案をお願いされたのでしょうか。

○議長（東郷克己君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 現状の機器をそのまま元に戻すのはもう無理でございます。33年前の最新の機器だったんですけども、既に備品等がもう供給がほとんどない状態ですので、それはございません。一様に博物館の空調設備に関しては文化庁の許可が必要になりますし、文化庁と詳細な打合せをして、文化庁の認可を受けた上の結果になります。ですので、廉価版をお願いするということは博物館の性格上まずできない。それと、1億と申しておりますんですけども、文化庁と詳細の打合せをしておりませんので、文化庁がどのような提示をしてくるかによりまして内容も変わってきます。ただ、うちの博物館の規模であったり収蔵品の内容、銅鐸入っておりますので、考えますと、1億円は絶対必要であろうというふうに見込んでおります。

以上です。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 見積りを出すとき、業者にお願いするときに、この1億を業者が出してきた、その業者に対して、何かこちらがこんな見積りを出してくださいということを言わないと、業者が勝手に1億という数字の見積りは出してこない。今までいう空調設備をどんなふうに直すのか、どんなふうに直してほしいとかというような具体的な見積りの内容は文化庁は言われないと思います。この1億という数字が出てきたということは、誰かが業者にこんなふうに直したら幾らかかりますかというものが必ずあったはずです。

行政がどこかの業者にどんなふうに見積りを欲しいという、どんな見積りが欲しいのか、この1億を出してきた業者にどう説明されたんでしょうか。

○議長（東郷克己君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） すみません、詳細は私承知しておりませんけども、通常博物館でございますので、まずうちの博物館、集中管理ができるようにしたい。今もそうなんですけども、一々展示室に行ってスイッチを押すようなことはないようにしてもらいたい。それと、湿度と温度ございます。その湿度と温度が博物館のセオリーにのっとって60%、または物によっては50%というふうなものがございますので、そういうものの設計を出しましてお願いをしたと。ただ、あくまでも文化庁と話をしていませんので、表面的な見積りをお願いしておると。だから彦根市の彦根城博物館であったり、近隣で直した博物館の例を持ってこのように直してくださいと、このような設計をお願いするというふうに求めたというふうに聞いております。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 何か正直聞くのも怖いんですけども、もし空調が故障してしまったという想定はもちろんされていると思います。またされていないとおかしいと思いますので、この想定内、もしも故障してしまったらどうされるのか、ちょっと聞くのは怖いんですけども、今のお考えをお知らせください。

○議長（東郷克己君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 答えるのも怖いんですけども、まず全ての収蔵庫に空調が入っているわけではございませんで、自然の状態で安定的に管理できる資料もたくさんございますので、それはそのまま展示をさせていただくんんですけども、うちには重要文化財を幾つかを銅鐸を含めてお預かりしておりますので、それは一旦空調の効く博物館かどこかにお願いをしてお預けするか、お返しをする。また、県からお預かりしているものは一旦県にお返しするという形になります。ただ、今の時代でございますので、春と秋の気候のいいときだけ博物館を開けるということにはなりませんので、一旦博物館を閉める決断も必要になるかと思っております。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） その見積りで分かったその後の8番です。経緯なんですけども、整備金額は分かりましたが、工事のめどはいまだ立っておりません。年次計画さえ示されてはいません。

そこで、もう一度伺います。現状でめどの目標はあるのでしょうか。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 空調設備のめどにつきましてお答えをいたします。

この整備につきましては、平成29年度から毎年予算要求していますが、予算措置がなく継続課題となっています。現在のところ、めどが立っておりません。今回、来年度に実施設計、令和4年度より改修工事に取りかかれるよう、必要経費を令和3年度予算として要求しているところでございます。

以上です。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 今までよく何度も聞いた執行部の答弁に、限りある財政、使い方には優先順位があると聞いてきました。例えとするのは思わしくないかもしれません、あえてお聞きしますが、せんだってから始まった旧温水プールの解体費用が約1億、そして今回の銅鐸博物館空調整備予算も今聞いたように約1億、優先順位からいえば、せっぱ詰まったこちらのほうが旧温水プールの解体よりも順番的には先ではないのかなというふうに思ってしまうのは私だけではないと思いますし、市民の方も、この順番と言わるととても理解しがたい順番のように思うんですけども、旧温水プールの解体のほうが、この銅鐸博物館の空調整備よりも行政としては優先順位が先だったのでしょうか。

○議長（東郷克己君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 教育委員会としてはどっちが先だというのはございません。ただ、旧温水プールの解体には除却債が活用できますので、市の負担が少なく済む。ただ、残念ながら文化庁、空調に関して口は出すんですけどもお金は出さないという役所でございまして、全く市の負担になる。起債になったとしても純粋に市の借金ということになってしまいますので、その辺の判断は私、教育委員会がしたものではありませんので、ちょっとお答えはできません。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 旧温水プールは腐らないと思います。1年待っても腐らないと思いますし、何ら困る方もいない。ただ、この空調に関しては、本当に今言われたように、故障したらもう閉めてしまわなくてはいけない、せっぱ詰まっている。この矛盾はあると私は考えます。

9番行きます。方向を変えて伺います。市内教育関係施設の中なんですかけれども、学校

等に関しては調査の結果を受けて整備の順番が決定されています。表にして私たちにも公表されています。それは違う意味安心があり、待てるのですけれども、それでは当館のように学校以外の教育関係の施設の調査、整備計画というものは実際あるのでしょうか。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 学校以外の教育関係施設の調査整備計画はございません。

以上です。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 本当に率直に答えていただいてうれしいんですけども、内容はどうも必要ではないかなと、図書館、体育館、プール、どれにつけ、子どもたちにとっては学校と同じぐらい大事なものもありますし、その順番さえ、調査さえされていない、表にもないというのは少し残念な気がするんですけども、この改善は考えておられるでしょうか。

○議長（東郷克己君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 教育委員会として統一的な表がないだけでして、各博物館、図書館、体育館、文化ホールには施設改善計画、修繕計画、改修計画、将来的なものも含めてつくるように指示をしておりまして、一定持っております。博物館のこの件に関してはちょっと重要でございますので、ロードマップに上げさせていただいて、ロードマップの中で計画を明らかにしていきたいと考えております。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 10番行きます。教育関係施設整備には国の補助金等があると聞いていますけれども、当館の空調整備には補助金はないのか伺います。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） この件に関わりましては、先ほど部長がお答えしましたとおり文化庁が所管する補助金というのは一切ございません。

以上です。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 先日、この件も含めて県に問い合わせをしました。文化庁では大枠、今教育長おっしゃっていただいたように難しいんですよと。それでもゼロではない。どうしてかというと、もしも閉まった場合、先ほど部長がおっしゃったように文化財をどこかに預かってもらわないといけないとか、その先も見つけないといけない、いろいろ

ると雑多なことがありますので、ゼロではないので、ぜひ問い合わせてほしいとうれしい答弁をいただきました。現に、野洲市から相談を受けているとも言われました。どうも答弁と私が聞いたのが違うんですけども、相談されたときの手応えはどうだったでしょうか。

○議長（東郷克己君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） それは空調に関してでしょうか。空調に関してであれば、問い合わせた結果、ないと言われました。ただ、防災関係の補助金がございますので、防災関係の補助金は使えます。ただ、防災関係の補助金は空調には使えないという回答でございました。ですから、我々としては結構率がよかつたので一緒にやりたいなとは思っておったんですけども、北村議員に答えた内容とは違ってゼロと言われました。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 間違いなくどなたに聞いたかも私はここで言つては申し訳ないと思いますので控えますけれども、ゼロではない、相談も受けている、それは空調に関してという話を丁寧にお話しあまして丁寧に答えていただきましたので、あったかなかつたよりも、もう一度ぜひどこかにそんな活用できる補助がないのか、また文化庁だけではなく、例えば地方創生総務省とか、いろんなところから博物館を利活用してまちづくりに結びつけるための補助金等々はほかの県でも使っておられますし、市町でも努力して引いてこられているところもありますので、ぜひそちらも文化庁だけの補助金がないので、補助金はないと言い切るのではなく、ほかも調べていただきたい。ぜひ上手に調べていただけると思いますので、そのところもお願いしたいと思います。

次行きます。11番です。平成31年4月、文化財保護法が改正施行されています。今回の法改正の概要を簡単に教えてください。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 文化財保護法の改正の概要についてお答えをいたします。

平成31年4月の文化財保護法改正は、文化財の滅失や散逸防止が緊急課題であるとしています。地域総がかりで未指定を含む文化財の総合的な保存、活用、継承を図るため、都道府県は文化財保存活用大綱を策定し、市町村は文化財保存活用地域計画を策定していくものとされています。また、認定を受けた保存活用地域計画に対して、国が補助を行うということも規定されています。

以上です。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 読んでみると、趣旨のところに過疎化、少子高齢化を背景に文化財の保護が緊急の課題であり、地域における文化財の保存活用の強化のためとありました。ということは、なぜこの法が一部改正されたのかというところの趣旨には、この過疎化、少子高齢化がどこの市町もあるので、ぜひ文化財を活用して、博物館を活用して市町を活性化させてくださいというような部分が読み取れると思いますし、実際そういう活用をされているところもありますので、次にかかるんですけれども、今回の改正法で文化財保護活用支援団体の指定、第192条の2がこれは新設されています。その支援団体とは主に文化財の保存及び活用、行政とともに進む方向性も示唆しています。その中に、博物館の利活用、まちづくりにおいての利活用がうたわれています。本市には認定する指定団体はないのでしょうか。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 文化財保存活用支援団体についてお答えをいたします。

現時点では、本市が認定している文化財保存活用支援団体はございません。

以上です。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） このことに関しましても、新設されていましたので、私も教えていただきたく、これも県に問い合わせました。丁寧に答えていただきまして、もちろんこの指定団体に関してはきっちとしたこうであるべきであるという大枠はあっても、あとは市町にお任せしています。市がそう思い、そういう団体がおられたら市が決めてください、県が口出すものではありませんというような広いご意見も伺いました。

次に続くんですけども、13番です。友の会についてですが、私も会員です。開館当時を知る人にお聞きしますと、野洲町からの要望も受けて、野洲地域だけで当時500名から成る会員数がありました。当館を熱心に応援してくださる市民の集まりでした。その後、合併の後、中主地域にも会員は広がり、いつも館とともに年を重ねて、創立32年、会員数は現在約250名、補助金はなく、館に事務所を置き、会費による運営です。この会こそ文化庁が示唆している支援団体には当たらないのでしょうか。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 博物館友の会が支援団体に該当するかどうかについてお答えをしたいと思います。

文化財保存活用支援団体は、文化財の保存及び活用を行うこと以外にも文化財の保存及び活用を図るための事業を行う者に対し、情報の提供、相談、その他の援助を行うこと、さらに文化財の所有者の求めに応じて当該文化財の管理、修理、または復旧、その他保存及び活用のための必要な措置につき委託を受けることなどが規定されています。そして、文化財保存活用支援団体の認定に当たっては、市町村の場合、まずは文化財保存活用地域計画を作成して国の認定を受ける必要があります。本市では現在その計画案を担当課で検討中でございます。なお、博物館法にはそのような団体規定はございません。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 友の会も、館と同じく年を重ねて創立32年です。高齢化は否めず課題も出ています。ただ、創設当時から脈々と受け継がれてきた館を愛して野洲の歴史を守る志は今も変わっておらず、職員は年次かわっても、職員よりも館を知る人も多くおられます。その友の会のメンバーからも今回の空調設備の要望は強く聞いておりました。今教育長お答えいただいた支援団体になるのには幾つかの条件があると思います。条件というのはあれですけれども、でも、その中に今友の会がされていること、相談に乗ったり手伝ったり、市民の方と文化財を守ったりとか、全ては当てはまらなくても、その中の幾つかは十分当てはまるであろうと思いますし、何のためにこの192条ができたのか、それは市民とともに博物館を守ってください、今まで敷居が少し高かったけれども、これからはこういう応援していただいた市民のほうが上に立って博物館を、歴史や文化を守るために、わざわざ192条ができたと思います。それを、できないことを探さずに、この団体ならどんなところを手伝っていただけるのか、共にどうしたらやっていけるのか、そういう幅広い観点からも、国の認定というものは県がおっしゃっているように要りません、まずは市がその団体に対して支援団体にするのか、応援団体と認めるのかというところから、今までの先入観はちょっと捨てて一度考えていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（東郷克己君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 友の会さんがこの文化財保護法の趣旨に沿った体制を取った場合、その候補にはなり得ます。そういう場合は、文化財保護法192条の2ですね、法人その他これに準ずる者として文部省令で定める団体であってとなっておりますので、その団体にちょっとかなりハードルが高いんですけども、それを友の会さん自体が達成でき

るのであれば別に拒むものではありませんし、文化財保護法に書いてあります、先ほど教育長が申しました任務ですね、業務ですね、それがしっかりとこなせるのであればそれで結構ですし、法人または法人に準ずるということになると、博物館の中に事務所を置かず自ら事務所を持って自立して団体を運営していくことが必要になってまいります。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 私は友の会からお願いをされているわけでも、なりたいと友の会が言っておられるわけでもありません。この法律に従って、野洲市にもこんな立派な応援団体があるのだから、それは検討するべきではないのかなと言っているだけですので、そのところは含んでいただきたいと思います。

14番行きます。ここまで現状はもうよく分かりましたので、ここからは先の話、特に本館の今後のビジョンを伺います。このビジョン、方向性によって空調整備を含めた館の改修工事の必要性も決まってくると思います。今教育委員会が持つておられる方向性をお聞きします。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 博物館の今後についてお答えをしたいと思います。

歴史民俗博物館の基本的な考えは、1つは先ほど申しました銅鐸の専門館として、もう1つは地域の歴史民俗博物館という性格の2つです。これらの役割を今後も担い、魅力ある展覧会などを通して、その魅力や必要性を発信しながら、市民の皆さんはもちろんですが、たくさんの方に利用していただいて、引き続き野洲の歴史と文化の普及活動に努めていきたいというふうに考えております。また、観光等も連携しながら、入館者数もどんどん増やしていくけたらというふうに考えております。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 今の教育長のお答えでしたら、引き続き館はあるというふうに受け取れると思うんですけども、引き続き館を維持していくためには空調設備が壊れると、それはもう維持できない。いいとか悪いとかじゃなくて、思いはあるけれども、ハード的には無理であるというふうに受け取れるんですけども、まずその方向性ですけれども、教育委員会はそう思っておられると。もちろん市の考え方は尊重すべきだと私はいつも思っております。でも、その前に今回に関してはもっと大事なことがあると思います。今後の館の在り方を先ほどの応援団体や市民の皆様とよく議論すること、まずその議論の場を持つことではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 議論の場を持つことについてお答えをしたいと思います。

先ほどからお話しの博物館友の会とは、これまでもほぼ大体月に1回の割合で役員の皆さんと会議を持って意見交換を行っているところでございます。また、銅鐸研究会や歴史講座などでも友の会と共に催すという形で連携を図っています。さらに、博物館の運営に関しては館長の諮問に応じるとともに、館長に対して意見を述べる機関である博物館協議会を年1回開いております。そして、協議会委員の中には、先ほども部長がお答えしましたように市民の方もおられますので、博物館の今後の在り方についてご意見をいただきながら運営をしているという状況でございます。

以上です。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） そのとおりだと思うんですけども、この方向性、博物館にはとても今大事な時期かなと思っておりまして、現場で日々働いていただいている職員さん、もちろん博物館だけではなくて図書館も体育館も接客も含めて、野洲市のその現場で働いていただいている職員の方は本当に丁寧で、市民に対しても温かな言葉ですごく頑張っていただいている。それはすごく感謝しているんですけども、今回のように大枠を決める、博物館の未来だとか空調、いつ直るのと聞いたところで、現場の方は答えられない。答える場所にはおられない。だから気の毒なぐらいです。ですので、それを抽象的にあまり大枠で答えずに、どうしていくのかはやはり行政とともに市民とが一度どうしていったらいいんだろう、開けることが大事なことではないですし、閉めることがいいかもしれない。でも話し合わなければいけないというところに来ていると私は思うんですけども、16番に書いていますように、この先いつ故障してもおかしくない空調設備です。空調が止まつたら閉館はもう余儀なくされます。ただ、その故障を閉館理由にはしてほしくない。方向性が決まれば、改革や縮小、または方向転換、令和の博物館も考えます。時間がない分、財源を理由に先送りするやり方は思わしくなく、結果がどうなるにせよ、早急に議論だけはスタートする必要があると思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 北村議員お話しのように、教育委員会としましても博物館は今後ずっと開け続けたいという思いはいっぱいござります。野洲市の教育の大本でありま

す野洲市教育大綱や、野洲市教育振興基本計画にも博物館の役割や重要性を掲げております。また、野洲市の公共施設個別施設計画では、博物館は保全、更新を図るというふうに規定をされておりますので、そういう認識のもと維持運営されるものというふうに教育委員会では考えております。今後も、先ほど申しましたけれども観光部局等とのより一層の連携とか、魅力ある展示や講座の企画、実施を進めていく予定でございます。また、図書館などの社会教育施設と連携しながら、生涯学習の拠点としての文化の重要性を訴えていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） この野洲市歴史民俗博物館は、先ほども言っていただいたように、国が承認している公開承認施設です。県には7か所しかありません。その重要文化財を保持管理しているとても大事な、野洲市にとって大切にしなくてはいけない館であると思いますけれども、空調が止まったので閉めなくてはいけなくなったんですというのも、これはあまりにもお粗末だと思いますし、また、空調が止まれば文化財はカビが生えてしまいます。その意味でも、もう今は準備期間に入っていますので、できるだけ早く議論をしていただきたい。また、その反面、教育委員会の中からは暇な冬場は電気代ももつないので閉めて、企画展だけを開けるほうがいいという声も現に聞こえています。それが個人の見解であっても悲しいお話でした。今、世間ではSDGsとか言われるように、問題提起がいろいろされています。だから、この博物館も地球が元気で笑顔するために、どんな持続可能な目標を今立てて、どんな方向に向かっていったらいいのかというところだと私は本当に思うんですけども、ぜひ今までのやり方を少し変えていただいて、山口県の萩市のように、ここも野洲と同じ5万人だったんですけども、4,000人減って、そのまちの進め方を博物館を利用して利活用されたという事例もありますので、そこら辺の博物館の利活用もぜひ十分考えていただきたいと思います。

最後に、市長に伺います。

歴史と文化は、まちを色づけるものであると私は思います。日々の暮らしに直結する課題ではありませんが、歴史や文化が大事にされないまちでは薄っぺらな新興住宅になってしまいます。残すのは、残したいのは博物館ではなくて、文化や歴史を後世に引き継ぐことであって、それは今を生きる私たちの責務であると考えます。その核が野洲市歴史民俗博物館ではないでしょうか。だからこそ、結果を恐れずに次のステージに踏み込ん

でいただきたいと思います。どんな結果になるかはみんなで決めることです。でも、その場を企画し、用意するのは行政の仕事であると思います。その上で、館のその結果を改修にも生かしてほしい。まさしく今求められているのはバックキャスティングで将来ありたい姿、るべき姿から今どうすべきか、未来を基点にして、逆算して現在を考える。故障したから直すのではなく、こんな使い方をするから直す。いや直さない。30年という時間が流れ、今回私は開館当時そのままの建物に戻し、守り続けてほしいと言っているのでは決してありません。持続可能な道を選ぶ。そんな時期に来ていると言いたいと思います。だから、本当に時間がありませんが、誠実に真摯に現実を受け止めて、どうか銅鐸博物館のこれからを市民とともに話し合う協議会の開催を望みたいのですが、最後に栃木市長に建設的な見解を求めます。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栃木 進君） 北村議員の17点目の文化や歴史を後世に引き継ぐ核として重要な博物館に対する見解についてのご質問にお答えいたします。

私の公約に、国の史跡新指定、永原御殿の整備促進をはじめ、歴史遺産と文化の保存及び継承と掲げておりますように、野洲の歴史と文化を継承する上で野洲市歴史民俗博物館は重要かつ必要性の高い機関であると認識いたしております。野洲市のシンボルである銅鐸をはじめ、野洲の歴史と文化を代表する文化財の保護、研究、紹介をする上で必要な博物館の維持、さらなる発展に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○16番（北村五十鈴君） 以上で終わります。

○議長（東郷克己君） 次に、通告第4号、第12番、鈴木市朗議員。

○12番（鈴木市朗君） 鈴木でございます。今回の一般質問は、新市長の公約の確認ということで出させていただきました。本来なら一問一答でやっていくべきですが、今回は公約ということで、総括でやっていこうと思いますので、よろしくお願いします。

市長はスポーツマンで、特に武道は礼に始まり礼に終わるというそういう厳しい試練があります。そういうことに踏まえて、私の質問に対して真摯に答えていただきますよう、よろしくお願い申し上げまして、質問をいたします。

最初に、新型コロナ感染症対策に関して、感染拡大防止、市民の声が反映される支援策を市長、市職員の知恵を結集し、新しい生活様式に市民が安心して生活が営めるよう願うものであります。

コロナ感染は、2日現在で滋賀県で799名、野洲で24名ということで出ております。さて、新市長は全戸に配布された選挙公報や選挙活動を34項目にわたって出されておりますね。それを通し、有権者に実行を約束する多くの36項目の公約を示されました。就任第1回目の定例会に当たり、約束されたその公約の幾つかについて確認及び質問をいたします。

1つ目として、コロナ禍の中で、令和3年度から実施の都市計画税延期を選挙公約されておりますが、その考え方はいかがなものか、具体的な説明を求めます。

2つ目、暮らしと福祉の充実、住んでよかったまちに関する質問をいたします。

新病院整備計画について、ぜいたくな駅前での新病院整備計画を大幅に見直し、現病院の敷地に半額程度で新病院を新築と、これは選挙公約されております。しかしながら、具体的な姿が見えません。市民が納得できる具体的な姿の説明を求めます。

次に、市立野洲病院の運営の持続的安定化と地域医療の確保、充実について、具体的な説明を求めます。

次に、特に中主や三上地区など地域格差の是正によるバランスの取れたまちづくりの展開について、具体的な説明を求めます。

次に、活力の創出、住んでみたいまちに関し質問をいたします。

野洲駅南口周辺整備事業の見直し及び野洲駅南西部のC地区開発によるにぎわいの創出と税収増について、具体的な説明を求めます。

次に、JR新駅構想の推進について説明を求めます。

次に、市街化区域の拡充等による企業や大型商業施設の誘致促進及び商工業の振興について、具体的な説明を求めます。

農用地区域の見直しによる開発の促進について、具体的な説明を求めます。

次に、市内幹線道路野洲駅北口線、県道菖蒲線、大津湖南幹線などの整備促進について、具体的な説明を求めます。

次に、教育、文化の振興、住み続けたいまちづくりについての質問を行います。

高等専門学校の誘致等による若者の地元就職化への取組の推進、また、ラクビーなど県と協力による国民スポーツ大会、障害者スポーツ大会の推進について、以上何点かについてお尋ねをしたいと思います。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 鈴木議員の新市長公約の確認のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の都市計画税延期を選挙公約とした考えについてですが、都市計画税の延期については先ほど議案質疑でも答弁いたしましたとおり、新型コロナウィルス感染症の拡大が市民生活や事業運営に深刻な影響を与えていていることに鑑み、同感染症対策への緊急対応として、令和3年度の課税は新たな税負担が伴うことから見合せたほうがよいと判断したものです。

次に2点目、暮らしと福祉の充実、住んでよかったまちにの1つ目、新病院整備計画の具体的な姿についてのご質問にお答えいたします。

病院整備計画については、まずは野洲市民病院整備運営評価委員会に専門部会を設置した上で、現敷地での建て替え案の実現性について検証を進めていく方針です。具体的な整備内容については、工事期間中は仮設棟を設けた上で、現西館の場所に新館を建設し、その後東館を解体し、その場所に駐車場を整備する計画でございます。

2点目の2つ目、市立野洲病院の運営の持続的安定化につきまして、最も大切なことは患者さんにとって信頼される病院であることだと思います。そのためには、湖南医療圏域、特に守山野洲地区の医療圏の中で市立野洲病院が担うべき医療の役割を果たすこと、そして、これを支える医療スタッフの確保が重要だと考えております。具体的に、高度先進医療などは機能が充実した近隣病院に委ね、回復期医療と在宅医療の後方支援機能を重視した病院を目指していくことになると思います。

それともう1つ重要なことは、病院収支の安定です。私は、今回の選挙戦において現計画の約120億円という大きな投資について、多くの市民の皆さんから不安と心配の声をお聞きいたしました。一方、市長に就任して、現計画でも収支計画は成り立っていると説明を聞いております。当然、医療施設や設備に対し一定の投資が必要であることも十分に理解しています。しかし、それらが高額になればなるほど経営に大きな負荷がかかるることは明らかであると思います。そのため、私案ではございますが、現地で建て替えることを提案しており、可能となればその負担は大幅に軽減されますので、野洲病院の運営、持続的安定化が図られるとともに、さらなる充実につながっていくと考えています。

先ほども橋議員の質問にお答えしたように、まずは現地建て替えの案について検証させていただきたいと思っております。

次に、2点目の3つ目、地域格差の是正によるバランスの取れたまちづくりの展開についてのご質問にお答え申し上げます。

まち全体が均衡を保って発展するとともに、地域ごとの特性に応じたまちづくりを進め

るために、まずは買物困難者への対策と公共交通機関の充実から取り組みたいと考えております。買物困難者につきましては、移動販売または委託販売等に向け、事業者と連携してまいりたいと考えております。コミュニティバスの充実につきましては、公共交通空白地の解消を目的として運営しており、一定の役割を果たしているところです。今後は市民の利便性確保のため、民間バス事業者とも連携し、地域格差の解消に努めてまいりたいと思います。

次に3点目、活力の創出、住んでみたいまちの1つ目、野洲駅南口周辺整備事業の見直し及び野洲駅南西部のC地区開発によるにぎわいの創出と税増収についてのご質問にお答えいたします。

野洲駅南口周辺整備事業を進めるに当たっては、地域経済活性化を踏まえたより活力に満ちたにぎわいを創出するために、市民や議員の皆様からのご意見やご提案をお聞きするとともに、民間活力の活用も視野に入れたサウンディング等の手法により市場ニーズを把握するなど、幅広い視点で丁寧にプランを検討してまいります。

また、C地区についてはJR野洲駅から西へ約700メートルに位置し、本市といたしましても非常にポテンシャルの高い土地であると認識しており、一体的な大規模商業施設が誘致できれば、にぎわいの創出と必然的に税収の増加にもつながるものと考えております。本市といたしましては、一体的な大規模商業開発が前提となった地区計画に沿った土地利用が図られるべきであると考えており、そうした取組が進めば、これまでと同様に側面から積極的に支援をしてまいりたいと考えております。

一方、このまま一体的な大規模商業開発の進展がない状況が続ければ、本市といたしましても、地権者の提案による市三宅行畠野洲地区の地区計画の変更または組合施行による地区画整理事業での再整備に向けた技術的支援が考えられることから、地権者からの提案があれば、これらの手法により支援を行ってまいりたいと考えております。

いずれにしても、当該地区の土地利用が進められ、にぎわいが創出できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に3点目の2つ目、JR新駅構想の推進に係る方策とタイムスケジュールについてのご質問にお答えをいたします。

JR野洲駅と篠原駅間の新駅設置につきましては、野洲町時代からの計画等に位置づけ、実現の可能性を探ってきたところですが、整備には多くの課題を解決し、周辺のまちづくりを進めていく必要があることから、長期的な視点で着実に取り組んでいきたいと考えて

おります。特に当該地域の開発に当たっては、土地利用転換や排水対策といった大きな問題があることから、県やJRへの要望や意見交換により、これらの課題解消に取り組んでいるところであります。また、新駅の設置に必要な乗降客数を確保するには、まず周辺のまちづくりを進める必要があることから、地域住民や近隣の事業者とともに、当該地域の将来像について検討していく必要があると考えております。

次に3点目の3つ目、市街化区域の拡充による誘致促進及び商工業の振興についてのご質問にお答えいたします。

市街化区域の拡充につきましては、県が定める大津湖南都市計画区域の区域区分見直しに当たって、地権者の意向を前提に事業実現の熟度や確実性を勘案の上、積極的に拡大を図っていきたいと考えております。しかしながら、区域区分の見直しにつきましては県が決定権を有していることから、国や滋賀県に対しては区域区分の随時見直しの柔軟な対応について要望を行っているところでございます。

商工業の振興につきましては、令和2年4月に施行しました野洲市商工業振興基本条例に基づき、野洲市商工業振興基本計画を今年度中に策定し、施策を推進してまいります。この基本計画は、3回の検討委員会での議論を終了し、来年1月にパブリックコメントに付する予定で、策定に向けて進めております。

基本計画案では、企業立地、事業者支援の推進、地域主体の連携と地元経済の好循環の創出、地域ブランド創出と強化の3つの基本目標を示しています。この内容は、私がマニフェストに掲げた思いを十分反映していただいたものとなっております。特に、小規模事業者への支援、創業や事業承継への支援に力を入れ、事業用地の確保、従業員の住居や宅地の不足、通勤の利便性向上のため、道路交通網の整備などの課題にも取り組んでまいります。商工業の振興を進め、にぎわいと活力を創出し、住んでみたいまち野洲の実現を目指していきたいと考えております。

次に……。

○12番（鈴木市朗君） 大型商業施設の誘致というのが抜けていましたよ。市街化区域の拡充等による企業や大型商業施設の誘致というのが抜けていましたよ。どういう考え方をしておられるんですか、大型商業施設の誘致。

○議長（東郷克己君） 暫時休憩いたします。

（午後3時40分 休憩）

（午後3時42分 再開）

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長、答弁をお願いいたします。

○市長（栢木 進君） 鈴木議員、大変失礼いたしました。

次に3点目の3つ目、市街化区域の拡充等による企業や大型商業施設の誘致促進につきましてお答え申し上げます。

市街化区域の拡充につきましては、県が定める大津湖南都市計画区域の区域区分見直しに当たって、地権者の意向を前提に事業実現の熟度や確実性を勘案の上、積極的に拡大を図っていきたいと考えております。

しかしながら、区域区分の見直しにつきましては県が決定権を有していることから、国や滋賀県に対しては区域区分の隨時見直しの柔軟な対応について要望を行っているところです。

商工業の振興につきましては、令和2年4月に施行しました野洲市商工業振興基本条例に基づき、野洲市商工業振興基本計画を今年度中に策定し、施策を推進してまいります。この基本計画は、3回の検討委員会での議論を終了し、来年1月にパブリックコメントに付する予定で、策定に向けて進めております。

基本計画案では、企業立地、事業者支援の推進、地域主体の連携と地元経済の好循環の創出、地域ブランド創出と強化の3つの基本目標を示しております。この内容は、私がマニフェストに掲げた思いを十分に反映したものとなっております。特に小規模事業者への支援、創業や事業承継への支援に力を入れ、事業用地の確保、従業員の住居や宅地の不足、通勤の利便性向上のための道路交通網の整備などの課題にも取り組んでまいります。商工業の振興を進め、にぎわいと活力を創出し、住んでみたいまち野洲の実現を目指していくと考えております。

次に、3点目の4つ目、農用地区域の見直しによる開発の促進についてのご質問にお答えします。

農業振興地域内農用地を見直すには、滋賀県がおおむね10年ごとに行う区域区分の見直しによる市街化への編入が必要であり、非常に時間を要することとなっております。このため、例外規定である随时見直しが柔軟に対応可能となるよう、滋賀県に対し方針の見直し要望を行っているところであります。農業振興地域内農用地については、事業の熟度、地権者のご意向及び開発者の事業実現の可能性が高いと判断した際には、滋賀県を通じて近畿農政局や関係機関と協議を行ってまいります。それ以外の農業振興地域内の農用地区

域外の農地について、就任早々環境経済部に対し洗い出しを指示しており、ある程度まとまっており、今後有効利用を検討していきたいと考えております。また、洗い出した一団のまとまった農業振興地域内の農用地区域外については、地権者から都市計画提案を受けた際には、本市都市計画マスタープランでの位置づけや、事業実現の熟度や確実性等を考慮し、地区計画の策定について検討を進めてまいります。

次に3点目の5つ目、市内幹線道路の整備促進についてのご質問にお答えいたします。

都市計画道路野洲駅北口線については、野洲市と守山市と双方向のアクセス道路として位置づけられており、2市にまたがる広域的な重要な幹線道路のため、県道として新たな道路整備計画の策定を滋賀県に対して要望しております。

現時点では、事業化等の計画はない状況ですが、本路線は守山中主線の交通渋滞の緩和、湖南圏域の交通網の充実という観点からも整備効果が期待できる路線であり、引き続き県に対し強く要望してまいります。

また、菖蒲線バイパスについては、滋賀県道路整備アクションプログラムで事業化検討路線として位置づけされておりますが、進んでいない状況でございます。現在、野洲市市域において大津湖南幹線道路整備事業などの大規模な県事業が進められており、県としては現在進められている事業に全力で取り組むため、早期の菖蒲線バイパスの事業化は難しく、他の事業の進捗も踏まえながら必要性、緊急性を協議しながら進めていくとの見解でございます。

しかし、菖蒲線バイパスは、琵琶湖湖岸から市内国道477号を結ぶ重要な幹線道路であり、地域活性化にも大きな役割を果たすものです。また、琵琶湖湖岸のバイパス機能も兼ね、琵琶湖大橋東詰めの交差点の交通渋滞の緩和も期待できることから、早期に事業着手していただけるよう、引き続き県に対し強く要望してまいります。

大津湖南幹線整備については、令和6年度の供用開始を目指し、県のほうで鋭意進めていただいているところです。市としましても、県と連携強化を図り、早期供用開始できるよう進めてまいります。また、これら幹線道路へのアクセスを強化する道路として、市道市三宅竹生線先線の整備や、菖蒲線バイパス以外にも、琵琶湖湖岸と市内を結ぶ市道の整備について、現在策定中の都市計画マスタープランの中に位置づけて整備を進めてまいりたいと考えております。

次に4点目、教育、文化の振興、住み続けたいまちの1つ目、高等専門学校の誘致等による若者の地元就職化への取組推進についてのご質問にお答えいたします。

本市には、製造業やＩＴ関連事業を中心とした優良企業が数多く立地しております。そのような中、地元の専門機関で高度な知識や技術を習得した若者が地元の企業へ就職したり地元で創業したりすれば、人材の地産地消を進めるまちとして野洲の魅力が向上し、定住促進も期待できると考えております。

現在実施しております取組の1つといたしまして、産業競争力強化法に基づく特定創業支援事業があり、商工会で開催されています創業塾の受講修了者は登録免許税の軽減、融資制度の要件緩和などの特例措置を受けることができます。

なお、現時点では高等専門学校の誘致の具体的な計画はございませんが、滋賀県では昨年度から府内検討会を設置され、高等専門学校を含めた高等専門人材育成機関について情報収集や課題整理を行っておられます。次年度には、外部有識者により構成する仮称滋賀県高等専門人材育成機関検討委員会を設置し、高度人材育成に向けた方策につきまして、その可能性を検討される予定であります。市といたしましても県の動向を注視し、必要な要望や協議を行っていきたいと考えております。

次に4点目の2つ目、ラグビーなど県との協力による国民スポーツ大会、障害者スポーツ大会の推進についてのご質問にお答えいたします。

本市では、市総合体育館において、国民スポーツ大会の正式競技で卓球全種別、バスケットボール成年女子を、公開競技で武術太極拳全種目を、障害者スポーツ大会の正式競技で卓球の4種目の内定をいただいており、中央競技団体の正規視察も終え、県と協力して開催準備を進めています。また、ラグビーフットボールについては、県立希望ヶ丘文化公園を会場に県が運営することで既に内定しており、中央競技団体の正規視察も終了して、県において開催準備を進められておられます。このことから、ラグビーフットボールの開催については県と協議調整をしてどのような協力が本市に可能か、前向きに検討してまいりたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君）　鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君）　再質問をさせていただきます。

まず1点目、令和3年度から実施の都市計画税1年延期を選挙公約されておるということでございますが、今このコロナウイルスが第3波ということで、かなりの勢いで蔓延しております。例えば、生物の場合ですと抗生物質で死にます。ところが、ウイルスはその殺す薬が今ないですね。こうしたことから、1波、2波、3波ということになってくると、

ウイルス自体が耐久性を持つわけですね。だんだんだんだん強くなっていく。そういうような傾向になっていくわけですね。そうしたときに、この1年延期という小手先だけの延期というのはね、いかがなものかなという思いを私は持つておるわけです。

専門家によると、コロナが終息しても、3年間は経済が立ち直れないやろうというようなことをおっしゃっておられます。そうしたことから、この1年というのは小手先だけのものだと私は思うわけです。

そうしたことから、市長は1年とおっしゃるが、それは私の思いとはどうなのか、また再度ご回答をいただきたいと思います。

そして、いよいよ来年度の予算のまとめ時期にあるが、都市計画税の収入に対する予算の影響というのは、これはもう完全にインフラ整備を一般会計から持ち出していかなければならぬということがありますね。また、私は先ほど申し上げましたが、都市計画税実施再開時期、私が申し上げました終息しても3年間は経済が立て直せない、今株価が上がっておりますけれど、これは日銀とかそういうものの介入によって株価が上がっておるわけですから、企業の成績が上がっているから株価が上がっているというものじゃないんですよ。それだけはよく心に留めておいてください。

そして次に、住んでよかったまちに関する質問をいたします。

新病院整備に当たっては幾多の委員会、外部設計委託、議会討論、議決などなどを経て最終入札予定、令和5年度開院の運びとなっていました。これまでの経過についてどのように思われるのか、お尋ねをいたします。

そしてまた、これと同時に本来なら病院の設置については国土交通省が補助金を出すということはまずは考えられないんですね。それが国土交通省が10億5,000万の補助金をつけるという内示が出ております。そして、既にそのうちの1億5,300万円というのはこの野洲市に入っております。こうしたことなどをどのように思われるのか、お考えをお聞きしたいと思います。

そして2つ目、公約病院整備は半額程度で新築整備とあります。その根拠を私は尋ねます。細かくなりますが、当然解体はしていかなければなりません。解体したら当然新築をしなければなりません。今建築屋に尋ねてみると、RCで大体3.3平米、坪当たり約100万円の経費がかかるというようなことを、暫定的な話ですが承っております。こうしたことから新築費用は幾らぐらい見ておられるのか。そして当然建物を建てる場合は設計が必要です。その設計委託費用はどれぐらい思っておられるのか。そのほかの諸経費とい

うのは当然かかってまいります。そうしたときの総計額ですね、それをお知らせ願いたいと思います。市長の公約では半額程度でということですから、65億までの総計になってくるはずです。計算上でいえばね。

そして次に、整備完了に至る諸課題についてお伺いをいたします。

野洲病院は、ご存じのように教育施設、学校がすぐ隣ですね。多くの方が心配されるのが、学校は近いので振動、騒音、粉じん等の課題はどういうようにしていかれるのかと。というのは、振動とか騒音、粉じんというのは、今子どもの中でアレルギー症の方がかなりおられます。こうした方々の対応策ですね、それを十二分に気をつけて対応していかなければならんと私は思うわけです。その辺はどういうような対策を講じられるのか。

そして次に、入院患者対策はどのようにされるのか。かなり重体の方もおられます。こうした方の対策はいかがされるのか。

次に、解体対象家屋は主要検査機器、治療など、心臓部の収容スペースとなっております。どのようにこのような収容スペースの対応をされるのか。

次に、現病院の駐車スペースは誠に手狭く、かつ分散しております。工事中の対応についてはいかがなものですか。

次に、建設に当たっては通常診療業務を並行するには課題が多いと思うが、その対処、対応はどのようにされるのか。

次に、令和2年1月18日の定例会見において、14日の市立病院福山院長との懇談の際、院長は病院の現地建て替えは難しいとの認識を示されております。この見解は市長はどのように受け止めたのか、また建て替えはあくまで私案という発言があるとの報道がされております。私も私案ということは何度も聞いております。私案と明記されている市長発言は選挙公約をたがえるゆゆしき発言であると私は思っております。また、新築建て替えが法的に可能か、第三者委員会を立ち上げて検証してもらうとの報道、さらに建て替えが困難と判断された場合、意外にも郊外の整備となる可能性があるとおっしゃっておられます。この郊外の整備というのは、この中にいらっしゃる議員さんの広報紙の中で、野洲病院は郊外に建てたらいかがなもんでしょうかというそういうような広報を私は目にしたことがあります。

選挙公約とは、ご存じのごとく、立候補者が当選後に実施する有権者と約束する最たる事柄でもあります。市長就任初議会の前に、公約を公約とも思わないこれらの一連の発言は全くもって市民をないがしろにした許し難い問題発言と認識されます。また、この

ような発言は現地での新病院整備が可能なのかについての創作検証を行ったとしか認識でき得ません。ここで再度この部分についてどのような検証を行って公約したのか、説明を求めます。

新聞報道によりますと、新聞報道あるいは市長が出しておられる後援会報、また市長自身の何で専門家の知識を得てということが載っております。

専門家というのはいろいろあります。まず建物を建てる場合の専門家、これは建物を建てる外観、あるいは平面、それぞれのことをするのはこれは意匠屋といいますね。意匠。そしてまた、意匠を支えるはりとか柱とか構造物に対する設計をされるのがいわゆる構造屋といいます。こうした専門家のお話を聞きになってこのようなことを 65 億ということでおされたのか、その辺の認識ですね、私は当然専門家の意見を聞いてということで確認しておりますので、それは 65 億でできへんかったら、これは公約違反ですよ、当然。その辺のことはしっかり認識しておいてください。

次に、市立野洲病院の運営の持続的安定化と地域医療の確保、充実についてお尋ねをいたします。

令和元年 7 月 1 日に市立野洲病院として発足いたしました。せんだって市長が就任される前の全協あたりの説明では、1 億 5, 000 万円の黒字となっておるということも聞いております。その辺の部分で、この市立病院で仕事をしていただいている医師、看護師、様々な方々が、駅前で新しい病院ができるというもとで来られている方がたくさんおられますよ。こうした方々の士気の低下につながる可能性があります。市長は滋賀医大との関係は良好だとおっしゃっていましたが、滋賀医大も今医師派遣していただいているのは、新しい病院ができるから医師派遣をしていただいているということを私は思っております。ですから、今までのこういう状態ではなかなか医師派遣というのは難しい。特にこのコロナの時代に入って医師というのは逼迫しております。こうしたことから、安定持続化というのはこれから考えていかなければならんと思いますが、こうした部分について再度お尋ねをいたします。

それとまた、市立野洲病院の現状ですね、今現在、野洲病院が駐車場としてお借りになっておられる車の台数ですね、職員さんの駐車場が 131 台、外来の駐車場がこの病院の民地の敷地も含めて 154 台、そうすると、賃貸でお借りしていると月 1 台当たり 6, 000 円ということになりますね。そうしたら、年間 2, 400 万円ほど駐車場だけで今の病院ですよ、支出していかなければならんわけですね。そしてまた、この場所で新しい病

院を建てた場合、おのずとこの駐車場が民地の駐車場をお借りしていかなければならんということは、そういう事案が発生します。そうした部分の対応をどのようにされるのか。駅前で進めている立体駐車場は5億ですね。年間2,400万も支出していたら、年2億4,000万ですよ。20年で立体駐車場の償却はできるという単純計算です。それはそれ、それはどのようにお考えなのか、お聞きいたします。

次に、中主や三上地区など、地域格差の助成によるバランスの取れたまちづくりの展開について具体的な説明を求めるということですが、市長にまずお尋ねしたいのは、コンパクトシティーの説明を求めます。

それと、この農地を市街化区域に変更する場合の手続、そういうのはどのような手続、手法をもってされるのか。それは簡単にできないですよ。優良農地だったら全く駄目です。そういう部分をお尋ねいたします。

次に、活力の創出で、住んでみたいまちに関し質問をいたします。

野洲駅南口周辺整備事業の見直し及び野洲駅南西部、特にC地区の開発によるぎわいの創出と税収増について、これはC地区というのは市長が個人演説会でお話されていることと今言われることと、ちょっと相反する部分がございますので、C地区の開発というのを、市長自体の考えが腹案というものがあってこういうことを出されているものだと私は思っております。それ以上詳しいことは市長ご自身がご存じだと思います。私はあえて申しません。

それからまた、南口周辺整備、確かにこれはやってみなければ分からぬ、やらなければならないということは私も思っております。しかるに、大津から八幡駅の駅前の状況はどうなっておりますか。認識されていますか。例を挙げてみると、近江八幡は平和堂が撤退しましたね。駅前で栄えているところはどこがありますか。それを答えてください。

次に、JR新駅構想の推進、これは市長、私が先に申し上げます。これは昭和30年、1955年、野洲町、祇王村、篠原村の合併時の約束事なんですよ、これ、昭和30年の合併時の。ご存じですね。分かっていたらよろしい。

平成10年以後でしたね、新駅対策候補地というのを3地点調査いたしました。まず、1点目は電車基地の近く、2点目は給食センターのところ、そして3点目はP&G前のところです。そういう3地点を調査いたしまして、この調査をJRのほうに当時町のほうから上げております。でも、要望に行っても何らいまだ進展していません。市長がこれ公約に挙げておられますが、どのような手法でもってこの新駅構想を推進されるのか、再度

お尋ねをいたします。

市街化区域の拡充等による企業や大型商業施設の誘致促進及び商工業についての具体的な説明。商工業については、細かな小規模事業者支援やとか地域ブランドやとか、様々なことを並べておっしゃっていました。今までからそういうような話は私も何度も聞いております。でも実現したことが一つもないんですね。ですから、今の市長になって実現していただきたいという思いで私は質問をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

企業や大型商業施設の誘致というのは、企業やということを指しておられますから、野洲市で今 6 ヘクタールの鷺坪の件もありましたけれども、今工業区域の面積はどれだけありますか。集団である面積、それをお尋ねいたします。

次に、農用地域見直しによる開発の促進について具体的な説明ということで、昭和後代に行われた圃場整備事業による優良農地として位置づけされておるこの事業は、国・県の補助金が投入されている。また、野洲川ダム改修に伴う受益地と思われます。この野洲川ダムは、当初国交省のほうに依頼をしておりました。ところが国交省のほうが難色を示しましたので、農林のほうへ方向転換いたしまして、たまたま農林省の構造改善局に野洲市出身の局長さんがおられまして、その方に陳情に行って 300 億の予算をつけていただきました。それによって、今の野洲川頭首工の風船堰のダム、そして野洲川ダムの改修、そういうものができます。そういう経過を踏まえて、簡単に農業地域が市街化区域に変更できるという安易な考え方にはこれは危険そのものだと思います。

市内幹線道路野洲駅北口線、北口線はこれは抜かします。時間がないので。

また、教育文化の中で高等専門学校の誘致等による若者の地元支援の就職への取組推進、これは今まで何回も高等専門学校の誘致というのは宇野勝さんの町政時代からずっとこういうことは続いておりました。でも一つも実現されておりません。今の市長で、ぜひとも実現してください。実現する過程をお願いいたします。

次に、ラグビーなど県の協力による国民スポーツ大会、障害者スポーツ大会の推進。体育馆ではバスケットボールあるいは卓球成年女子の何、これは県が各市町に種目球技の要望の確認の中でこういうものは出ております。我が市のほうでは、希望が丘にラグビーホールを持っていくということで打診があったわけです。そうしたところが、この体育馆で行われる種目だけで職員さんが出動するのが手いっぱい、例えばこのラグビーを希望が丘に持っていった場合、体育馆と希望が丘の部分で職員さんは何人出られんならんのか。出ら

れたら市の業務は停滞しますね、その期間。その停滞された期間はどのように対応されるんですか。緊急の事案も発生しますよ。そうしたことから、ラグビーは県主導で行ってくださいという要望を出しておるわけです。この国体において、野洲市の職員さんが何名出でいかなければならぬのか、その辺のことをしっかりとお答え願います。

以上です。

○議長（東郷克己君） 暫時休憩いたします。

（午後4時18分 休憩）

（午後4時28分 再開）

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

○市長（栢木 進君） 総括でございますので、長いご質問、幾つものご質問をいただきまして、一つ一つ控えるのが大変でございました。

まず1点目、令和3年都市計画税が延期と、この件につきまして、コロナ3波がまだ蔓延しているコロナ禍で、1年延期するのは小手先のことではないかというご質問でございますけども、コロナが終息しても3年は経済は戻らないというふうに言われているのに1年だけ延期するのはどういうことだということですけども、まずは1年延期させていただくのがいいだろうという判断をさせていただいたので、令和3年度分は課税しないということで進めさせていただこうと思っております。

次、これまでの経過、どのように思うか、この病院整備についてこれまでの経過をいろいろ経てこられたことに対してどう思うかということではございますが、それは真摯に… …。

○12番（鈴木市朗君） 都市計画税の収入に対する予算の影響というのが抜けています。

○市長（栢木 進君） この予算に対する影響を3年間は不景気であり、日銀の介入で株価が上がっているだけであるということをおっしゃっておられました。それが経済に影響するということを言われておりますけども、企業によって今二分化されている部分が実際あると思います。今増収している企業もございますし、コロナでまともに打撃を受けている企業もあるということで、これはまだ現段階で判断するのはちょっと早いのではないかという判断を私はしております。

次に、これまでの経過をどのように思うかという点では、議会を通してパブリックコメントやいろんな検討委員会等々されてこられたということに関しては、手順を踏んでこら

れたということは認識をいたしておりますが、私は駅前ロータリーで120億の総予算で病院を整備することに反対をして選挙に出させていただきました。その結果を受けて当選をさせていただいて今ここに立たせていただいているわけでございます。したがいまして、今までの決まってきたことに関しての経緯は認識はいたしておりますけども、もう今新たに民意としてここに立たせていただいているというように思っております。

国交省が10億5,000万円を出すことを決定していると。10億5,000万でございましたね。それをどう思うか。これ社会资本整備交付金やったと思うんですけども、これは駅前と、野洲駅駅前ということでこの社会资本の交付金が出されるということで、駅前だけが、今のロータリーのとこだけが駅前というふうに指定されていないものですから、現野洲病院もこの駅前の中に入るということでございますので、その点はこれから交渉していくこうというふうに考えております。

○12番（鈴木市朗君）既に1億5,000万が入っているんやで。

○市長（栢木進君）入っているのを承知しております。

半額程度でできる根拠はということでございますが、一応現野洲病院の計画において、駅前のロータリーで計画されて、11月のとき、たしか縮小された面積が約1万3,000平米やったと記憶、1万4,000平米ぐらいやったと思うんですけども、それから北館を残して西館を建て替えると。北館を残して西館を解体して、そこへ建て替えるという計算で、単なる平米数とか、病床数も結局179に合わすと、西館の建て替えでは病床数が減りますので、北館に現有していますので、その分を引いて40万5,000円ということで当時新聞発表されたんですよ。それを見て、それで平米数にそれを掛けて、乗じて、そしてあのとき細かく医療機器13億だったと思うんですけど、13億もその中へ入れて、以前に市が出しておられた今の病院の解体費用もネットで調べて、その金額をそのまま乗せているという、掛け算と足し算、引き算で計算した金額でおおよそ約半額という数字をつかんで出させていただいたものです。

病院は学校近くであるが……。

○12番（鈴木市朗君）ちょっとちょっと。この細かい解体費用、新築費用、設計委託費用という細かいことまで私は聞いているわけですよ。だから最初に、あなたは礼に始まり礼に終わるという……。

○市長（栢木進君）これはあくまでも私案ですので……。

○12番（鈴木市朗君）私案でも言うてください。

○市長（栢木 進君） 私が今答えているわけですから、お聞きください。

○12番（鈴木市朗君） 聞いてるがな。

○市長（栢木 進君） 総括ですので……。

○12番（鈴木市朗君） 総括やから聞いている。

○市長（栢木 進君） 聞いててくださいよ。私が私案した中でしたのはそういう計算でやらせていただいた。今まで市が出している数字をそのまま乗せてやっていったということでやらせてもらっています。

それで、病院は学校近くであるが、振動や粉じんなどどのようにしていくのか、その対策はというご質問ですけども、これもあくまでもそこまで想定していないから、専門部会でそれも検証していただこうということで、専門部会を立ち上げるということでございます。

入院患者の対策についていろいろ危惧されていることは聞いておりますけども、それも専門部会で検討していただかなくては駄目だというふうに思っております。

東館の主要なスペースの対応とかいうのも、一応じゃなくて専門部会で検証していただこうというふうに思っております。

駐車場を工事中どうするのかというようなご質問ですけども、一応今の駅前南口、病院予定地のところに仮設駐車場というものを設けてはどうかなというふうに考えております。

建築中、開院しながらはどうするのかというご質問でございますが、建築中開院はできるものというふうに私は思っております。それも検証していただこうというふうに思っております。

福山院長は難しいとおっしゃっているけれども、開院しながらは難しいとおっしゃっているということは私も直接お聞きしておりますけども、それも踏まえて、できるかというのを専門部会で検証していただこうというふうに思っております。

私案と明記しているのは公約違反ではないか、建て替えを検討委員会へ打診しているとか言っているが、駄目なら郊外でするのはおかしいのではというようなご質問をいただいております。

私案と明記しているのは公約違反と仰せですけども、私がさきに今日ご説明させていた中で、本来駅前ロータリーのところで約120億という総額で整備しようということに反対をして立候補を決めたわけですけども、対案がなければ駄目だということで、対案を私案として出させていただいた、そのほうが見やすい、市民が分かりやすいということで出

させていただきました。その中でも説明させていただきましたけども、市民の中はほとんどの方が現地建て替えでいいか悪いかというのは、そればっかりの意見やなかつたです。言いましたけども、郊外へ建てたほうがいい、どこどこへ持ってきたほうがいい、豊積の里がいいとか、そういう話がいっぱいありました。でも、大体共通しておられたのが駅前は駄目だと、駅前は嫌だという答えが多かったものですから、それが民意だというふうに私は受け止めております。したがって、私は私案と明記しているのは公約違反ということには当たらないというふうに私自身は思っております。

駄目なら郊外でするとはおかしいのではということをおっしゃっておられますけども、それも先ほど申し上げましたが、福山先生とお話をさせていただいて、駅から約5分以内が病院が成立する要件だというような言い方をされました。それは重く受け止めております。そもそも現時点での建て替えを推奨している私にとったら、まずそれがいいか悪いかのことが分からぬ間に、郊外とかどこというのは言えないものですから、あらゆる可能性を、その場合もし駄目だった場合はあらゆる可能性を検討させていただくということでお話をさせていただいている状態でございます。

専門家の意見とはどの専門家なのかということでございますが、一応建築関係の人にいろいろお聞きをいたしました。こういう狭隘な場所、狭い場所での病院の建て替え、開院しながら病院の建て替えというのは絶対無理なのかということで聞いたら、可能だということをまず前提の中で、この話を進めさせていただいております。

それと、65億でできなかつたら公約違反であるというふうにおっしゃいますけども、私は公約違反ではないというふうに思っております。

令和元年7月、市立病院化されて1億6,000万円の黒字になっていると聞いています。駅前で新病院ができるので医師も看護師もモチベーションを上げてやっていると。やっと安定するというのに、それが変わるということは駄目だというようなことをどう思うんやということをおっしゃっておられますけど、確かに医師、看護師の医療関係者の方にはしばらくご迷惑はおかけするんですけども、駅前、だから本当にロータリーのところも駅前ですけど、今の現野洲病院も十分駅前だというふうに私は思っております。その中で、しばらく迷惑はかけますが、民意として、まずそこでということで進めさせていただこうと思います。

この件につきましても福山院長とお話をさせていただき、病院関係者、従業者の方に十分皆さんにご説明していただき、モチベーションが下がるというより、続けていっていた

だけるようお願いしてくださいということもお願い申し上げております。

市立野洲病院の駐車場についてでございますが、借地でございます。借地でございますが、これをどう思うのかということでございますが、現場所で整備する以上は借地のままでいく、もう1つは、もし分けていただけるのだったらお譲りいただけるかどうかは打診していくべきではないかなというぐらいは思います。

中主、三上のバランスについて、コンパクトシティーの説明を求めるということでお聞きいたしました。その点と、次の農地を市街化していくことを言われました。この件につきましては都市建設部長のほうから説明させていただきます。

○12番（鈴木市朗君） 市長に答弁求めている。都市建設部長に答弁求めてない。

○市長（栢木進君） 都市建設部長に代わりに答弁させます。

○12番（鈴木市朗君） いや、私は市長に、あなたに答弁してもらっているんです。

○市長（栢木進君） 答弁要求を私にいただきましたが、その専門的なことは都市建設部長に説明させていただきますということを申し上げております。

○12番（鈴木市朗君） あなたの公約やんか、これ。

○市長（栢木進君） 私の公約は、コンパクトシティーのどうするかということは申し上げおりません。コンパクトシティーについての説明を求めておられるのですから、コンパクトシティーの説明と農地を市街化していく方法については都市建設部長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○12番（鈴木市朗君） 話になりませんわ。

○市長（栢木進君） 今のはちょっと失礼じゃないですか。

○12番（鈴木市朗君） 失礼じゃないです。

○議長（東郷克己君） 暫時休憩します。

（午後4時44分 休憩）

（午後4時46分 再開）

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ちょっと時間の関係があるので、先にお諮りしますので、少し。この後、委員会も控えておりますので、時間延長についてお諮りをいたします。

お諮りをいたします。

本日の会議時間は会議規則第9条第1項の規定により、午後5時までとなっておりますが、議事の都合上、会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間を延長いたしました

いと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（東郷克己君） ご異議なしと認めます。よって、会議時間を延長することに決定いたしました。

引き続き、市長答弁をお願いいたします。

○市長（栢木 進君） それでは、次の質問、駅前南口の開発をどうしていくのか、おっしゃったのが大津駅とか近江八幡駅がああいう状態なのに、その駅前をどうしてやっていくのかというご質問でございますが、草津駅、南草津駅、そして守山駅は最近よくにぎわっております。にぎわいを創設するのには、スーパーマーケットとかそういうものだけの誘致というふうには考えておりませんので、その辺はまた皆様方といろいろアイデアを出していただいて協議していこうというふうに思っております。

C地区の開発はどうすべきなのかと、そしてどういうものを持ってくるのかというようなご質問ですが、なぜ商業施設をここで持ってきてというか、開発していただいて、していきたいというのは、今あれだけの面積が市街化としてあるのはC地区だけやと、商業地域で。C地区だけやと思うんです。だからそこを地権者の方と一緒にになって、いろんな企業の誘致を図っていただきたいというふうに思っております。

次、JR新駅の推進について、昭和30年祇王村と野洲町が合併したときの合併協議会の1つにございました。私も承知おきしております。先般もJR西日本京都事務所のほうに陳情に行ってまいりました。なかなかJRもコロナ禍で業績がダウンしてとんでもない状況になっていると。今いろんな要望をお聞きしても、すぐにはできないというような返答をいただきました。大変なのは鈴木議員がおっしゃるように大変だと思います。でもこつこつと足かせして、前へ進んでいくように努力させていただきたいというふうに思っております。

次の、工業区域の面積についてでございますが、工業系の面積は292.7ヘクタール市内にございます。そして、野洲川改良で農用地を簡単に市街化にするとかということはできないよということを鈴木議員はおっしゃっておられます。そのとおりだと思います。野洲市は市街化調整区域の中で農業振興地域が非常に多い。よその市町よりも多い状態でございますので、なかなか苦慮いたしております。この件につきましては、すぐにいかないんですけども、努力させていただきます。

高等専門学校の実現に関しましては、県のほうでも先ほど申し上げましたように検討し

ていくということを言われておられますので、ぜひ野洲市もその中に加えていただくよう  
に進言していこうと、要望していこうというふうに思っております。

ラグビーの運営について職員がどれだけ要るのかということに関しては、教育委員会のほうから答えさせます。よろしくお願ひします。

○12番（鈴木市朗君）　もういい。市長に出しているんだから、答弁要求者は。教育委員会要りません。

○市長（栢木　進君）　ラグビーに関しては、県と協議をした後に出動人員が決まるということでございますので、今現在何人出さなくてはならないかというのは決まっていないということでございます。

以上お答えといたします。

○議長（東郷克己君）　鈴木議員、よろしいですか。

○12番（鈴木市朗君）　もう時間あらへんで、何も言えへんがな。決まりは決まり、決まりはきっちと守ってほしい。これは議会の公約ですから、30分というのは公約はきっちと守ります。

○市長（栢木　進君）　ありがとうございます。

○議長（東郷克己君）　お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東郷克己君）　ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明4日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。（午後4時51分　延会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和2年12月3日

野洲市議会議長 東郷克己

署名議員 長谷川崇朗

署名議員 橋俊明